

むつ市議会第193回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成19年9月12日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）25番 川 下 八十美 議員

（2）12番 柴 田 峯 生 議員

（3）20番 横 垣 成 年 議員

（4）23番 斉 藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（52人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	7番	菊	池	一	郎
8番	新	谷		功	9番	濱	田	栄	子
10番	高	田	正	俊	11番	村	川	壽	司
12番	柴	田	峯	生	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	杉	浦	守	彦	17番	富	岡	幸	夫
18番	佐	藤		司	20番	横	垣	成	年
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作
23番	斉	藤	孝	昭	24番	菊	池	広	志
25番	川	下	八十	美	27番	東	谷	正	司
28番	東	谷	良	久	29番	立	石	政	男
30番	竹	本		強	31番	杉	浦		洋
32番	福	永	忠	雄	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	坂	井	一	利
41番	野	呂	泰	喜	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	佐々	木	隆	徳
49番	工	藤	清四	郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	千	賀	武	由
55番	本	間	千佳	子	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智十	司	58番	中	村	正	志
59番	富	岡		修	60番	川	端	澄	男

欠席議員（8人）

6番	小	林		正	19番	久保	田	昌	司
26番	千	船		司	33番	板	井	磯	美
42番	工	藤	直	義	48番	松	野	裕	而
50番	服	部	清三	郎	54番	柏	谷		均

説明のため出席した者

市長	宮下順一郎	副市長	田頭肇
収入役	田中實	教員育会長	山本文三
教育長	牧野正藏	公営企業者	杉山重一
代監査委員	菊池十皿夫	選挙管理委員会	佐々木鉄郎
農委委員	立花順一	総務部長	齋藤純
総務調整	佐藤忠美	総務部事務室長	西堀敏夫
企画部長	阿部昇	企画部	近原芳栄
民生部長	佐藤吉男	保健福祉部長	佐藤節雄
経済部長	佐藤純一	建設部長	成田豊
建設部	石田三男	教育部長	新谷加水
公企業局	小川照久	監査委員局長	遠藤雪夫
企画部長	千船藤四郎	企画課	奥島慎一
企副部長	鈴木克郎	民生部長	下山益雄
民副部長	松橋秀人	民副部長	河野健二
保福副課	佐々木順	選挙管理委員会	大芦清重
農委事務	村川修司	総務調整	八重樫明
企工対策	伊藤道郎	民副課	竹山清信
保福介福	岩崎若男	経水産課	笠井哲哉

經濟部觀光長
 川野所長
 協野所長
 協野員課長
 總務係課長
 總務係課長

中嶋達朗
 工藤昭治
 船澤桂逸
 山崎秀春
 吉田真

企企課長補佐
 大野振長
 協野業振長
 總務課部長
 總務課部長
 總務政務主任

川西伸二
 伴山邦雄
 片山元
 松尾秀一
 栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局長
 總括主幹
 庶務係長
 調査係
 議事係

小島昭夫
 工藤昌志
 金澤寿々子
 石田隆司
 井戸向秀明

次長
 總括主幹
 庶務主任
 議事主任

高柳濱葛
 田村西
 文勝信
 明諭義弘

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は47人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（川端澄男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、本日予定しておりました大澤敬作議員の一般質問については、9月11日の本会議終了後に通告内容の全部を取り下げる旨の申し出がありました。議長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

次に、9月11日の佐藤司議員の一般質問において発言のありました議事進行については、先ほど開催されました議会運営委員会で協議した結果、適切に処理されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（川端澄男） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、川下八十美議員、柴田峯生議員、横垣成年議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎川下八十美議員

○議長（川端澄男） まず、川下八十美議員の登壇を求めます。25番川下八十美議員。

（25番 川下八十美議員登壇）

○25番（川下八十美） ホップ、ステップ、ジャンプ、この三段跳びで、市議会議員、議長、そして市長へと大した大きなフライングもなくめでたく第14代むつ市長に安着をされた宮下順一郎新市長に対しまして、まずもって私は謝意を表するものであります。おめでとうございます。

政治は人なり、政治は人なりと言われます。また、かつて「人間は人間にとってオオカミである」と言ったのは、17世紀のイギリスの政治哲学者、トーマスホブズであります。また、「窮鼠猫を囓む」ということわざがございます。昭和42年10月、当時私は代議士の秘書をやっておりましたので、東京や横浜市でも政治家になれたかもしれませんが、やっぱり自分は生まれ故郷、ふるさとを愛するがゆえに、いても立ってもいられず、代議士の慰留を振り切って第3回むつ市議会議員選挙の3カ月前に帰省をして、27歳で市議会議員に立候補させていただき、初当選をさせていただきました。そのときの新人の議員は、30名のうち9名おいでになりました。

振り返ってみれば、本当に懐かしい思い出が泉のごとくこんこんとわき出てくるのでありますが、40年という月日の恐ろしさは大変なもので、3月の定例会では、その同期の桜も私と杉山前市長とのたった2人であったのであります。その杉山前市長も、私とよきにつけあしきにつけ、3月定例会では一般質問で激論を闘わせておったのでありますが、去る5月31日、突如としてお見送りしてしまった私は、ただ一人この議場に残されたのであって、この私でさえも、凶らずも寂しさがわき出てならないのであります。しかしながら私は、継続は力なり、継続は力なり、郷土むつ市のために政治の道一筋に生き、親愛なるむつ市民の

ために私の一生をささげんと決意して帰省したその初心を貫く決意だけはみじんも揺らぐことは断じてないのであります。

私にとっては、今定例会が8期目任期の最後の議会となりますけれども、一方宮下新市長にとっては、臨時会があったとはいうものの、実質的には初議会と言っても決して過言ではないのであります。この相対する記念すべきむつ市議会第193回定例会に当たり私は、市政の基礎である新市長の政治姿勢についてを中心に、次の4項目9点にわたって、よく言われるカメの甲よりも年の功という立場から一般質問をいたしますので、どうぞひとつ市長におかれましては怒らずに、建設的かつ前向きなご答弁をご期待しておく次第であります。

まず第1点目は、初議会でありますので、最も大事な行政と議会の関係について基本的な考え方をお聞きしたいのであります。私は、去る7月30日、むつ市議会第142回臨時会におきまして、市長の就任あいさつを拝聴させていただきました。率直に言わせていただきますが、発言内容はすこぶる立派ではございましたけれども、対議会に対する対応としてはいささか不親切な点があったことも事実であります。それは、議会での初めての就任あいさつであり、いわば所信表明でありますから、市長自らも原稿を用意されてごあいさつされておったわけありますから、我々議会に対しても、きちんとその所信表明文をプリントして提出することが親切というものではないではありませんでしょうか。どうでありますか、副市長。

さて、質問の本旨である行政と議会との関係について、基本的な考え方についてでありますから、最初の出発が大事でありますから、まず私のほうの考え方を申し上げて市長の考えをただすのが、それこそ礼儀であると存じますから、あえて申し上げます。

昨今の世相は閉塞感に満ちあふれ、市の行政においても厳しい財政事情があり、次の時代に備えて根本的にどうあるべきかを真剣に考え、対応してまいらなければなりません。すなわち、行政が一人でも多くの市民の協力や支援を得て、いわゆる市民総参加のもとで地域と一体となって取り組んでいくことがますます重要になっていくものと推察されてならないのであります。そのためには、私ども議会といたしましても、より豊かな住みよいまちづくりを目指し、開かれた議会となるべく情報のディスクロージャー、いわゆる公開の原則を常に心がけ、官と民とのかけ橋となることが最も肝要であると痛感しております。

幸いにも合併以来旧町村部には大変ご不便をおかけしていたエフエムアジュール放送も、事業主負担1割、あとの9割は市の補助金で、約7,500万円をかけて日本で初めての160メガヘルツを採用し、9月1日から大畑地区を初めに、川内、脇野沢を10月をめどにして放送エリアの拡大がなされ、議会の生中継や再放送ができることになり、市民の皆さん方に広く情報の提供ができることは、まことに喜ばしい限りであります。

さて市長は、職員に対する初訓辞では4輪駆動車に例えた聞き及んでおるのであります。私たち議会も新しい市長をお迎えしたわけありますから、私は議会と行政との関係を2輪車に例えたのであります。どちらが前輪か、こちらが後輪かと、そういう立場ではなくして、絶対に夕張市のようにパンクをさせることはできず、究極の目的は新生むつ市の活力ある発展と市民の福祉向上に尽きるのであります。しかるに、よりよい市政の構築のためお互いに議会と行政がそれぞれの果たすべき役割を再認識し合い、是は是、非は非としてお互いに激論を闘わせ、切磋琢磨し合ってこそ進歩発展、改革があり、2輪車の両輪となって市民のためにも歩むべきであろうと存ずる

ものでありますが、市長、私の考え方は正論ではないでしょうか、いかがでございましょうか。市長自身の行政と議会との関係についての基本的考え方を承っておきたいのであります。

次に、市長選挙の総括をする意味で、2点について市長からお伺いをいたしたいのであります。その第1点は、公開討論会についてであります。このたびの市長選挙に当たっては、公開討論会むつ代表田中浩一さんが呼びかけ人となって、告示の前日である7月7日に開催する予定で、新しいむつ下北のリーダーに聞きたいという企画がなされておったことはご案内のとおりであります。ところが、あなたは、この討論会に不参加ということであり、参加しない理由を新聞報道によれば、公職選挙法の事前運動に抵触する懸念があるということでありました。そこでお聞きしたいのであります。この新聞報道は事実でありますでしょうか。どうぞございましょう。もし事実であるとするならば、その根拠を示していただきたいのであります。

また、主催者側に文書で欠席の通知をされたということですが、いかなる理由であったのか、この際正確にその理由も明らかに願いたいのであります。

加えて、この企画は6年前の市長選挙の際にも全く同様の形式で実施されました。あなたが継承する杉山前市長も出席されて開催され、市民の多くからは、立候補者の比較検討が容易にでき、有意義な討論会であったと高く評価されたものであります。あなたはこれをどうぞ説明なされるのかお伺いをいたしたいのであります。

第2点目は、固定資産評価審査委員会の委員並びに委員長の後援会会長就任についてであります。私は、去る7月12日付で先ほどの公開討論会の件とあわせてあなたとあなたの後援会長あてに公開質問状を用意いたしておったのであります。

しかしながら、その直前に辞任されたとのこと。また、本定例会で後任が私も同意をしたうえで決定を見ましたことと、あわせまして私は朝起会、すなわち倫理を学ばさせていただいておりますので、これ以上深追いすることは私の人間性が許さないもので、質問通告をいたしておりましたが、壇上から割愛をさせていただきます。何とぞよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

次に、本庁舎移転問題についてお伺いをいたします。このことについては、ご承知のとおり、平成18年2月に、今は亡き杉山前市長が突如として新聞報道に、倒産された旧アークスプラザへの移転の意向を表明されたのがその始まりであります。以来9月定例会では、合併した62名の現議会で、29票対29票の可否同数となり、地方自治法第116条第1項の規定によりまして、議長において本件について採決されたのであります。それは、言うまでもなく現状維持の原則を盾に、市長提案に対する否の採決であったことは記憶に新しいところであります。そのときの議長は、紛れもなく現市長であることもまた紛れの無い事実なのであります。

私といたしましては、議会の長から行政の最高責任者となられた市長の職務や政治姿勢について、特に本庁舎移転問題についてはしっかりとチェックして、議会人としての責務を全うするという事は言うまでもないのであります。

そこで私は、極めて事務的に質問をいたしてまいります。第1点目は、本庁舎移転基本計画審議会のあり方についてであります。当審議会には私たち議会は一人の委員も出しておりません。すなわち、議会としては、これを拒否いたしておったのであります。その中で、20名の委員の皆様方のご労苦に対しましては、私は心から感謝を申し上げておる者の一人であります。だがしかし私は、骨折り損のくたびれもうけにさせたくはない

と存じますが、大変失礼ながら、答申の内容や議事録を精査し、検討してみる限りにおいて、民意の反映という観点からして、各分野における専門家を招致しての公聴会等々が一度も開かれた形態が見受けられないのが残念でならないのでありますが、いかがでございましょうか。審議会の機能、あり方について、納得のいくご説明を願いたいのであります。

第2点目は、先ごろ行われた市内5カ所での市民説明会についてであります。その1つは、純粋な市民に対する初めての説明会に、何ゆえ町内会長さんや行政連絡員等々に対して市長名で出席要請をされたのでありましょうか。その2つには、我々議会に対しても、説明会を設けたいということで議長を通して要請があったのでありますが、我々会派代表者会議においては、これを議会としてお断りをさせていただきました。一体どういう形式の説明会を意図しておられたのでございましょうか。私は、非常に理解に苦しむものでありますが、議会に要請した説明会の本意についてお伺いをいたしたいのであります。

第3点目は、東京電力からの寄附金の使途についてであります。ご案内のとおり、東京電力と日本原子力発電から合わせて15億円の浄財をいただきました。ありがとうございました。私は、この使途について、東京電力は寄附の目的は庁舎移転への協力資金であるということはよく承知をいたしております。平成18年には、関根浜港の沿岸漁業振興との趣旨をもって、両者から2億5,000万円の浄財をいただいております。しかしながら、これを機に関根浜関連漁協協議会6単協も漁業振興資金ということで東京電力との協議が始まり、東京電力から6億円の金額が提示されたと聞いておりますが、いまだ妥結されていないことを市当局は知っておられるのでありましょうか。なぜ私がこのことを申し上げるか

といえば、この漁業振興資金や庁舎移転への寄附金の定義づけがきちんとしていない面が起因してあるからであると私は言わざるを得ないからであります。そこで、改めてお伺いをいたしますが、この寄附金は一体全体一般寄附なのか、指定寄附なのか、それとも地方自治法第96条の規定に定める負担付き寄附なのか、はっきりと、きっちりとお答え願いたいのであります。

加えて、東京電力は議会の議決が小差といえども過半数で可決ということであるから、市民の過半数が移転に賛成ということだから寄附を決定したということでもあります。だがしかし、市長、私は常に主張しているとおりの、地方自治法の第4条、議会の出席議員3分の2以上の特別多数議決がない限り位置の変更の条例は改正ならず、移転そのものも決定にならないということをご存じなのでありましょうか。天下の東京電力といえども、私はいささか疑問に思われてならないのであります。そこで、市当局は大変大事なことでありますので、この点を東京電力にどうぞ説明なされておるのかお知らせ願いたいのであります。

第4点目は、財政と電源立地地域対策交付金の歳入不足の見通しについてであります。私から、はっきりと結論から申し上げます。大間原子力発電所、8月に着工ができませんでした、皆さん。大間原子力発電所の中垣喜彦社長が、先月20日大間町を訪問されまして、それを正式に認められたのであります。そして、着工は9月以降ということではありますが、それさえもお先真っ暗、見通し不透明であります。でありますから、交付金の歳入不足が生ずることは火を見るよりも明らかではございませぬか。そこで、具体的に当初計画の見通しと歳入不足の額の差はどのくらいの金額に及ぶのか、数字であらわしていただきたいと思うのであります。それがこれからの財政運営上にどういった支障を来すのか、また庁舎移転にどう

いった影響を及ぼすものなのか、及ぼさないものなのかもはっきりとご答弁願いたいのであります。

第5点目は、これまた私はあえて庁舎移転のところでとらえたいのであります。それは、柏崎刈羽原子力発電所の教訓から、耐震上で中間貯蔵施設の設計の見直しと着工のおくれはないのかということであります。平成17年11月に設立されたりサイクル燃料貯蔵株式会社は、既に国に対して事業許可申請を提出したということであり、予定どおりとのことであります。本当に予定どおりでありましょうか。これについても私は、結論から申し上げますが、2010年、平成22年12月の操業開始のスケジュール計画には、青信号から注意信号黄色、否赤信号がともったと断じて私は言い過ぎでないのであります。なぜならば、六ヶ所での耐震計算ミス、さらには大間原子力発電所は言うまでもなく新耐震指針適用の第1号なのでありますよ、市長、ご承知のとおり。それにもかかわらず国の安全審査は、今とまったままの状態であり、だからこそ文字どおり8月の着工のおくれにつながっておるわけであります。ひとり我が中間貯蔵施設だけがまだ表面に出てきておりませんが、原子力安全委員会での今後の見通しは全く不透明であり、現在国の安全審査の段階がどこにおいでになるのか、リサイクル燃料貯蔵株式会社からの回答ではなく、国の安全審査委員会、いわゆる原子力安全・保安院からの明確な回答を求めるべきであります。いかがでございましょうか。

私が心配しておることが的中しなければよろしいけれども、それこそ中間貯蔵施設に関する電源三法交付金頼みの我がむつ市財政に、将来、否近い将来に多大な影響を及ぼす、影響が出ることは明白であります。だから私は、交付金の配分割合が3分の1云々とか、あるいは県とフィフティー・フィフティー云々とか、それだけではありませ

ん。市長、庁舎移転の是か非かといったような生易しいものではなくてなってしまうですよ。本当に今こそ夕張市のように、むつ市が財政破綻をするような、その危機的狀態にあるということの形勢を私は促したいがためにこの庁舎移転との関連でこのことを一般質問いたしますので、正直にお答え願いたいのであります。

結びに当たり、第4点目は観光行政について、恐山冷水の湧き水を「不老長寿の水」として売り出すことを提案したいのであります。こういう質問や提案ばかりですと、実は本当に肩も凝らず、気張らずに、穏やかに提案もできるのであります。本当は、みんなからは川下は優しい男だと言われているのですけれども、私も五臓六腑の血が騒ぐと興奮するものですから、お許しいただきたいのであります。それはそれとして、我がむつ下北には、春、夏、秋、冬、いわゆる春夏秋冬、四季1年間にわたって自然の恵みが無限にそこには存在してあるのであります。市長は、先日東奥日報の塩越社長との懇談で、海峽サーモンやナマコ、アカガイ、高原野菜、イチゴなど第1次地場産品を自信を持って積極的に売り出す意欲的な発言をされておられました。感動いたしました。そして私は、恐山冷水の霊水を1杯飲むと10年、2杯飲めば20年、3杯飲めば死ぬまで若くなるといったキャッチフレーズでもって全国に、否世界じゅうに売り出したら、すばらしいことだと私は常にツネと相談して、常にそう思っておるのであります。どうです、市長、真剣に考えてみませんか。私もそれなりのアイデアを持っておりますので、民間活力を生かして本格的に取り組んでみてはいかがでございましょうか。私は、心のしんからご提案を申し上げますので、市長の前向きな決意のほどをお伺いしたいのであります。

以上で私は壇上からの質問といたしますが、細部については議席から再質問させていただきます

ことを留保させていただきまして、建設的なやじと声援に心から感謝を申し上げ、私の壇上からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 川下議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、私の政治姿勢としての行政と議会との関係における基本的考えについてのお尋ねであります。憲法第93条において地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置することが義務づけられております。議会の本質的な任務は、法的には当該普通地方公共団体の意思表示の内容を決定することにあると言われており、また議会はそれ以外に2つの重要な任務をも持ち合わせております。その第1は、執行機関の事務処理を監査する任務であり、第2は一定の事項について意見を表明する任務であり、いずれも議会の民主的構成に着目して与えられた任務であります。

一方、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする地方自治法第1条の2にうたわれております。

このように、一方が議決機関であり、一方は執行機関として相互の牽制と調和によって公正な行政を確保することができるものであります。いわば議会と執行機関との調和のもとに行政の円滑な運営を可能ならしめるものであり、車の両輪として行政をよりよい方向に導くため、活発な意見を取り交わし、むつ市の発展に寄与することが両機関の役割であると思っております。今ほど川下議員から車の両輪というふうなお話がありましたけれども、まさしく私自身も川下先輩議員から議員当時ご指導をいただいたごとく、そのとおり思

っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、市長選挙の総括についてのご質問にお答えいたします。まず第1点目の市長選挙での公開討論会についてのお尋ねについてであります。川下議員もご承知のとおり、公開討論会は立候補予定者の政策や主張の違いを明確に有権者へ周知する場、また各立候補予定者の人柄を知る場となるものであります。しかしながら、公開討論会においては、これが告示前に行われることから、公職選挙法上あくまでも政治活動の範囲に限られ、公約に関して有権者が質問することも、立候補予定者が発言することもできないなど、さまざまな制約があります。このように公開討論会における立候補予定者の発言内容に制約があることに加え、参加するに当たって事前運動に抵触しないよう慎重に発言内容を精査するための準備期間が不足していたこと、立候補者が最後まで流動的であったことなどを総合的に勘案し、告示日以降の選挙期間中に公約及び政策を有権者の皆様へ訴えるほうが得策と考え、今回の公開討論会に参加しないことと判断したものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、本庁舎移転についてお答えいたします。まず、審議会のあり方についてのご質問であります。審議会は旧アークスプラザの取得を踏まえ、庁舎としていくための整備基本方針を基本計画としてまとめていただく位置づけでございました。本年の2月から開催し、6回にわたるご審議をいただいたわけですが、昨年11月からそれまでに寄せられた市民の皆様からのご意見や職員からの職場要望等、その他の関係資料をもとにご協議をいただき、庁舎エリア、開放エリアとも市民の皆様のご利便性に配慮した計画案の答申をいただけたものと評価しております。本来であれば、他の自治体の例を見ましても、市民との協議を踏まえ、

時間をかけ、庁舎建築計画をまとめ、段階を経て土地の購入あるいは建物の建築へと進むものでありましたが、当市の場合は破産物件の取得という判断に急を要することが先にあり、基本計画が後になったわけではありますが、今後とも基本計画の趣旨を踏まえ、移転事業を進めていく所存であります。

説明会の趣旨と意義につきましては、これまでの他の議員からのご質問にお答えしたとおりであります。今回の説明会は市民の皆様初めて直接移転計画の概要をご説明する機会となったわけでありまして、当然ながら移転そのものに対するご意見も出るものと予想しておりました。ただ、この基本計画がなければ、住民にどのように庁舎としていくのかという青写真をお示しし、ご意見を賜る機会をつくることもできなかったわけありますので、審議会での答申を踏まえた基本計画の移転に向けた姿勢の中でうたっておりますように、今後も基本設計、実施設計と進む間、さらに実際に利用する立場の住民からのご意見を承りながら、さらに利用者しやすい庁舎としていく努力が必要であると考えております。

次に、東京電力等からの寄附金の用途についてであります。この寄附金について、さきの市議会の場で前市長は、地域振興の名目で庁舎を使いやすいものにしてほしいという意味の協力金であるとしており、その趣旨からして、庁舎移転に係る経費以外にこの寄附金を使うことは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政と電源立地地域対策交付金の歳入不足の見通しについてお答えいたします。さきに何名かの議員にもお答えしてまいりましたが、本庁舎移転の財源として公共施設整備基金や合併特例債などを活用し、庁舎移転に伴う財政負担を極力回避する方策を尽くしておるところであります。また、電源立地地域対策交付金の交付見込みにつ

いては、ご承知のとおり大間原子力発電所の着工延期が去る8月20日に報道されております。これにより今年度当初予算で見込んでおりました同施設に係る原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の交付額が約2億1,000万円減額になる見込みになっております。さらには、再生法制の制定に伴い、これまで以上の財政運営を強いられることも十分肝に銘じております。しかしながら、効率的かつ効果的な市政運営に取り組み、事務事業の見直しを進め、赤字解消計画を着実に実行することで財政の健全化は図れるものと考えております。そのためには、今後も議会や市民の声を真摯に受けとめ、市政に生かす努力を続けていくことが今後の私に課せられた役目であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、このたびの新潟県中越沖地震に関連して中間貯蔵施設の設計見直しと着工のおくれはないかのご質問にお答えいたします。昨年9月に発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の見直しが行われておりますが、リサイクル燃料貯蔵株式会社が本年3月に国へ提出した使用済燃料貯蔵事業許可申請書におきましては、この新しい耐震指針に対応した調査や解析を行っているものであります。目時議員のご質問の際にも触れておりますが、今回の新潟県中越沖地震に関連して、昨年9月に改定された新耐震指針のさらなる見直しの要否につきましては、この地震の検証結果等を踏まえ、専門家の意見を参考にして適切に判断したいという原子力安全委員会のコメントもあり、リサイクル燃料貯蔵株式会社においても注視していくと伺っております。

また、スケジュールにつきましては、このたびの地震に係る新しい知見や国からの新たな指導等があれば、安全審査への影響が出る可能性も考えられますが、現段階においては平成22年の操業開始という予定に変更はないと伺っております。

次に、恐山冷水の湧き水を「不老長寿の水」で売り出すことを提案することのご質問にお答えいたします。ご質問の冷水のそばに設置されております案内板には、「霊場恐山は貞観四年慈覚大師開山山道ひば原始林の実から霊水噴きいで その冷水なる水は不老水ともうたわれ 登山する人を喜ばせている」と表示されており、恐山を参拝する観光客は一度は立ち寄る場所であります。ご質問にありますこの冷水はわき水であり、塩素消毒された水道水とは違い、自然の水に近いものであります。古くは、恐山参拝の際に参道を徒歩で登った人々の休憩所として使われ、乾いたのどを潤した場所だったと伺っております。現在は、季節により雪解け水や雨水も混入することから、むつ市では春先と恐山大祭の始まる7月に2度ほど水質検査を行っておりますが、わき水とはいえ、安全安心を追求される今日では、源泉が特定できず、湧水量も多くないことから、商品としての提供は難しいと考えており、議員のご質問はご提案ということで検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 東京電力等からの寄附は、どういう寄附かということのご質問でございます。東京電力等からは、本庁舎移転のためと特定しておりますので、指定寄附でございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 25番。

○25番（川下八十美） 市長、私は初めての市長の答弁ですので、もう少し早稲田の政経の市長さんでありますから、ご期待を申し上げておたのであります。まず前段のところ、行政と議会の関係、私は実は先日8日の日に東洋大学の校友会が青森市の椿館でありまして、そのときにたまたまうちのほうの本部の常務から、2007年のいわゆる大学入試における入試志願者、この40傑の一覧表

をもらったのであります。言うまでもなく早稲田がトップであります。我が東洋大学は10番目でありました。東洋大学を中退して慶応に行かれる人もおまして、むつ市で早慶戦をやられるのかなと思っておりましたのですが、その慶応が12番目なのです。これは、志願者ですが、私が今市長に言いたいのは、学閥だとかいろんなことは、これはいろんなのがあるでしょうけれども、またいい面があるのです。

私が今回行って感じたのは、木村太郎代議士はもちろんでありますけれども、今回の青山祐治副知事56歳、東洋大学なのです。こういう点からは、私は市議会議員ですけれども、やっぱりその場になると、先輩、先輩と言われる気持ちは悪くない。だけれども、私はそれを言っているのではないのです。やっぱりそういう1つの人脈を通じて、市長はまだまだ55歳で若うございますから、本当は私はあなたに期待しているのです。そうしたときに、やっぱり議会の関係をきちっと把握して、今まで議長をやられたわけありますから、そういう点からくれば、議会を尊重するならば、今回のいわゆる条例改正案も本定例会に提案するのが筋だと私は思っておたのです。であるからこそ、私たちが議会と行政の関係を論ずるときに、私もあなたも直接選挙によって選ばれている立場、だけれども、議会の議決がまだ残っているために、それを待ち切れない市民からの直接請求が出されたでしょう。これは、市民の権利ですから、私さえもこれを阻止するわけにはまいりません。

中間貯蔵施設のときの住民投票条例については、私も先行して反対しましたが、あのときは私たちは議会で特別委員会をつくって、そして特別委員会で妥当という結論を出していたから住民投票条例には反対したのです。ところが、我々今議会では、その意思表示はどこにも出ていない。ですから、こういう直接請求が出ることは当然の至

極です。この部分については、私も支持せざるを得ない。混雑してきていますが、行政と議会の関係への1つの例として、市長、この直接請求にどう対応されますか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 励ましの言葉もいただき、感謝を申し上げたいと、こういうふうに思います。川下大先輩議員の期待に沿えるよう頑張っていきたいと、こういうふうに思います。

それから、さまざまな人脈のお話もございました。私も一生懸命これから人脈を広げ、行政にプラスになるような形でその人脈を、また皆様方のご人脈もご協力をいただきながら頑張っていきたい、推進していきたいと、こういうふうに思います。

言うまでもなくこの住民投票の件、制度配置からいたしますと、今川下議員おっしゃるとおり、市長も直接選挙、議員も直接選挙ということで、二元的代表制度というふうなことでございます。そこで、私はこの直接請求、住民投票の件、昨日その仮請求についてお二人の方の選挙人名簿に掲載されているかどうかをけさほど確認をして決裁をしたところであります。今後その行方を見守っていききたいということにさせていただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） 25番。

○25番（川下八十美） 私の持ち時間がありますから、庁舎移転のほうに主力を置きたいので、どうぞひとつ市長、本当に私はあなたを買っているのです。私が預かっておる下北駅前整備促進特別委員会、8回開きました。副市長以下の説明員であった。あなたが当選して来てくれた。私は、非常にうれしかったです。私は、特別委員長だから言うのではない。そういう姿勢が今後続く限りは、恐らくあなたは2期まではやってください。3期はやるなというのではないのです。私は、あなた

にむつ下北から国会議員になってもらいたいと思っているのです。そういう方向でいけるように頑張ってください。

それから、今の庁舎の件でございますが、その中の市民に対する説明会、意義、趣旨については今までの議員が質問しておりますから、私はこのところは壇上では発言しなかったはずですが。私が発言したのは、なぜ町内会長さん、民生委員さんをわざわざ市長名で招請かけたかということです。いわゆる国のタウンミーティング等いろいろ問題がある。むつ市の行政連絡員のほとんどは町内会長さんと兼務されておる。私は、統計的にも出しております。行政連絡員のほうが多いのです。行政連絡員は、最高で30万7,800円、最低で21万6,540円の年間の報酬をもらっている方なのです。ですから、私が言うのは、町内会長さんなら町内会長さんの会で説明すればいいわけです。行政連絡員は行政連絡員の会で説明すればいい。純粋な市民に対する説明会であるならば、これはやっぱり市長から報酬をいただいております行政連絡員と一緒にの説明会だと、これは本当の市民の声が出ない。

出たとしても、どうです、この間の第1回目の下北文化会館でやったときの説明会、私も出ました。99%再検討を求める意見ではなかったですか。私は2回目も出た。大畑地区、脇野沢地区、川内地区にも行きました。この町内会長さんの件で一番、ああ、よかったなと思ったのは川内地区だった。ある川内地区の町内会長さんが何と発言しましたか。2年半たった今日でも、町内会長といえども本庁舎、むつ市の庁舎に行ったのはたった1遍だと言っているのです。川内庁舎で十分用事が足りる。それだけではない、川内庁舎は、木材利用推進中央協議会の会長賞を得られた立派な庁舎になっているではありませんか。ですから、あの1人の意見を聞いても、川内地区、脇野沢地区も

そうではありませんでしょうか。本庁舎を移転する、新築する、改築するというに対しても、町内会長さんでさえもああいう意見を持っておるということは、私びっくりしました。

あわせて市長、市長も議長のとときに、この件を我々議会では全員協議会では受けることがないということで拒否してきましたでしょう。市長になったら議会に対して説明したい。どういう形でやらせるのですか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、川内町内会長さんの川内地区での説明会の件についてお答えをいたします。

1回しか本庁舎に行ったことがないというふうなお話がありました。その際私は次のようにご説明をしたように記憶しております。ちょっと言葉がまたずれたりするかもわかりませんが。

私の趣旨といたしましては、今度の新庁舎、このプロポーザルのこの画面をいただくように、庁舎部分、そして開放エリア部分という形で、庁舎部分はこれまでの要するに本庁舎の業務はそのまま継続して、そして市民の皆様方に利用しやすいようにバリアフリーだとか、そういうふうな部分を考えていきます。しかしながら、開放エリア部分に市民の皆様方が大いに集えるような場所、来てみたいという、そういうふうな空間をつくりたいということで本庁舎に1回しか来たことがないという町内会長さんにもぜひそういう開放エリアの部分を今後市民の皆様方と一緒にご利用していただくような形でご提案をいただければという趣旨のご説明を私したように記憶しております。そういう意味で、その開放エリア部分、より多くの市民の皆様方が活用できるようにしていきたいと、こういうふうと考えております。

さらに、この説明会のご案内の件でありますけ

れども、町内会長、民生委員、それから婦人団体、老人クラブ団体等の方々にも多くのご出席をさせていただくように説明不足であったということを私は否めないという思いで就任ただちに説明会を開催することを指示し、そしてその説明内容等についても、よりわかりやすいような形で、ビジュアルに画面を使って説明するようという指示をいたしましたところであります。その説明会を開催するに当たって、その説明内容を、私も議会人でありましたので、その部分において住民説明会の内容を事前に議員各位にご説明、要するにその説明会の内容そのものをご説明をする場面をつくっていただきたいというふうに議会のほうに申し入れたわけでございます。これまでやはり私議員当時も説明不足ということは否めない。ただし、きちんと議会に対し敬意を表し、そして説明会を開催するに当たって、その説明内容をお伝えするのが私のこれまで川下議員から、また諸先輩からご指導いただいた議会尊重という思いでの、その行為でございましたので、ご理解をいただけるものと存じ上げます。

○議長（川端澄男） 25番。

○25番（川下八十美） これから一番核心に触れていくところです。

総務部長、さっき総務部長は東京電力の寄附は指定寄附と言いましたですね。指定寄附であれば、万が一旧アークスプラザが庁舎にならなくても、15億円は返さなくてもよろしいわけですね。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） この寄附の内容につきましては、この庁舎移転が成就しなかった場合については、返還しなさいという条文になっておりません。そうなりますと、先ほど市長が答弁いたしましたように、庁舎移転に係る経費以外にこの寄附金は使えませんと言っていますので、そうなりますと、この寄附、残った5億5,000万円ですか、

それにつきましては宙に浮いてしまいます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 25番。

○25番（川下八十美） それを確認しただけでも大変な収穫なのです、総務部長。地方自治法に定められた負担付き寄附、負担付き寄附だからこそ、私たち議会の議決をさせたのではないのですか。そうでなければ、いいのです、かえって。あなたが言われるように、指定寄附の場合は議決の必要がないのです。議決の必要はないということは、返さなくてもいいのです。ここをはっきり。だから私は、庁舎は建てないというのではないのです。旧アークスプラザでなくても庁舎は建てなければいけない、現庁舎はああいう形で建てなければいけない。これは有効に浄財をお使いしましょう。ただ問題は、旧アークスプラザであるから問題があるということを市民の皆さん方や反対する議員がそう言っておるのです。

だから、次に出てくる条例改正案、きのうも総務部長の答弁で、行政実例、行政実例と言っているでしょう。行政実例、昭和38年のこの行政実例をあなたは言っているのでしょうか。岩手県の総務部長から出された行政実例、昭和38年、これは私も持っています。

（「34年」の声あり）

○25番（川下八十美） そのとおり、失礼。目が悪くて。昭和34年、これ設問が違うでしょう、設問が。時間がないから、設問の内容は申し上げませんけれども、私たちの現在の状況の移転の条例改正案と、岩手県の総務部長から出された、行政課長に出された設問の内容が違うでしょう。昭和34年でしょう、しかも。どうです。時間がないから言いますけれども。あなたは県の都市振興課とか、私は総務省の自治行政局の行政課の指導も仰いでいますよ。県なり国のご指導を仰いだのですか、どうですか。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えします。

国・県の指導は受けてございません。きのう杉浦洋議員の一般質問の中でもお答えしておりますが、まず予算先議というものがございます。地方自治法で申し上げますと、第222条に「地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」と。それを受けまして、当該議案が予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みがない限り提出してはならないと。これは、昭和31年の行政実例でもございます。そして、予算上の措置が適確に講ぜられる見込みとは、当該案件に伴い、必要な予算上の措置が具体的に明瞭にとられる見込みがあるということであり、関係予算案が議会に提出されたときを言う。適確に講ずるとは、当該条例等の成立によって必要となる経費について、必要にして十分な予算措置を言い、一部では適確ではないと、こういう行政実例が出ておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 川下八十美議員に申し上げます。

申し合わせの時間がもう過ぎておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。25番。

○25番（川下八十美） だから、私はおおむね1時間ということで議会運営委員会にもお話ししていたとおりでありまして、これで終わります。その部分は後でゆっくりしましょう。

最後に観光行政のところで1つだけ。市長、合併して2年6カ月たちました。最初の合併したときのむつ市の人口はどうですか、6万5,735人です。現在8月1日付で2,337人減っているのです。毎月100人ずつ減っているのです。1日に3人ずつ

つむつ市の人口が減っているのです、市長、私は全部統計とっている。この歯どめは何か。こういった形でも、民間活力を利用した企業を、雇用の場をつくらなければいけないでしょう。

時間がありません。もっともっと市長とやり合いたい。13回目の選挙を戦ってきますから、待っていてください。終わります。

○議長（川端澄男） これで、川下八十美議員の質問を終わります。

午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 8 分 休憩

午前 1 1 時 2 0 分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎柴田峯生議員

○議長（川端澄男） 次は、柴田峯生議員の登壇を求めます。12番柴田峯生議員。

（12番 柴田峯生議員登壇）

○12番（柴田峯生） 私は、新むつクラブの柴田峯生であります。もう大分一般質問が経過しまして、私の質問のかなりの部分に答弁がなされておりますので、簡潔、適切な答弁を今後お願いしたいと思います。

最初に、むつ市議会第193回定例会に当たりまして一般質問を行います。この壇上をおかりしまして、私ごとですが、一言申し上げたいと思います。

私は、平成3年4月の統一地方選挙で旧脇野沢村議会議員に当選、そして平成17年3月、市町村合併による在任特例として今日までむつ市議会議員を務めてまいりました。残すところ一月余りになりましたが、この間数多くの市民の皆様及び市長を初め市役所関係者の皆さん、同僚議員各位の

温かいご協力、ご支援、ご鞭撻をいただきましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

因縁と申しましょうか、本会議閉会予定の日がこの世に生を受けてから6回目の、い年の満72歳の誕生日を迎えます。私は、この機会が議員の職にさよならを告げるにふさわしい時期が訪れたものと悟りました。今正式に身を引いて、後進に道を譲る決断をいたしました。今後は、一市民に立ち返り、サル被害対策など、市政のあしたを見定めればと思っております。

どうぞ、今回改選に臨まれる議員各位には、ご健康に留意され、所期の目標を達成されますことをご期待申し上げます。まず、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本題に入ります。第1に、政治姿勢についてお伺いします。宮下市長には、市長ご就任おめでとうございませぬ。市政の運営に当たっては、公平、公正に徹し、市民のための政治を執行されるようご期待申し上げます。

さて、市長は選挙に当たって幾つかの約束を公約として市民に示されました。先陣の議員のご質問と重複する部分もあるかと存じますが、お許しいただきたいと思ひます。

ご案内のように、本市は合併によって誕生した際に、当時の市町村民に示し、賛同に基づきつくり上げた新市まちづくり計画がございませぬ。また、それを根拠にした多くの計画が作成されております。さらに、9月4日の本会議で基本構想が議決されました。これに吸収され、今後は行政が進められるものと思ひます。そこで、これらと市長公約との整合性をいかに図っていくお考えでしょうか、まずお伺いしたいと思ひます。

次に、杉山前市長の市政を引き継ぐと公約をなさったと理解してよろしいでしょうか。

さて、4年間と限られ、さらには財政赤字を抱えた中で引き継ぐのはどんなもので、引き継がな

いものや、繰り延べ、再検討、そして凍結や中止になるものにはどんなものがありますか。事務・事業として選択しておられると思いますが、そのおおよそで結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

第2に、財政問題についてお伺いします。最初に、赤字を抱えた市政の現状と合併時から今日までの財政事情をどのようにご認識されていますか。これらの解消計画に取り組む市長のお考えを示されたいと思います。

次に、大きく変えられた地方交付税制度とこれからの市としての対応をお聞かせいただきたいと思います。

次に、放射性廃棄物最終処分場問題について、杉山前市長に一般質問をいたしました。そのときには、火山、断層、県の関係などから難しい旨の答弁がありました。私は地域活性化の起爆剤の1つとして、そんな議員があったという記憶を市民に届けていただければありがたいわけですが、市長、地域活性化の起爆剤の1つとして下北半島をアトム半島にするため検討できないかどうかをお伺いしたいと思います。

また、大間原子力発電所の着工延期やその他の事情を抱えて交付金が交付できなくなったことや計算違いのため返還となる交付金など、財政改革プランに影響することが多いです。交付金の今年度以降の見通しをお伺いします。先ほど川下議員にもお答えありましたが、答えている部分については割愛されてもよろしいと思います。

次に、シライイン株式会社からの新造船に絡むむつ市に求められた文書での支援策について。新聞報道によりますと、青森市は難色を示したとの報道があります。その文言はいかなるものでしょうか。議会の意思決定が必要ないでしょうか。隠れ損失補償につながらないのか、その法律的な見解をお示しいただきたいと思います。

また、想定されている今後の支援策をお伺いします。

第2の最後は、さきに報道されている今年度の人事院勧告は、職員給与の一定率のカットをしている現況にどのように反映されるとお考えでしょうか。取り扱いによっては、職員の働く環境に影響を与えないでしょうか。

また、最低賃金の改定は臨時職員などの賃金をどのように押し上げ、改善されますか。そして、これらを改定する見通しについてお伺いしたいと思います。

第3に、鳥獣被害対策についてお伺いします。今日のむつ市における天然記念物北限のニホンザル、特別天然記念物ニホンカモシカ、保護管理動物のツキノワグマ、その他海獣のトド、カワウなどの被害には目に余るものがあります。市民の苦情や駆除の意見が続出しています。これらに対する国・県などの対応は保護者の声のみが取り上げられているような感じがいたしてなりません。

そこで、最初に青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業の一環として、むつ市教育委員会が8月21日、大畑町二枚橋地区での住民との懇談会を開催した報道がありますが、その状況を開示されたいと思います。

また、今後の開催予定はどのようになっていますか。なお、被害を受けている市民が被害を率直に発言でき、そしてそれらの声が被害者の叫びとして直接国・県に伝える機会を市が設定することを私から提言いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

なお、この3月にむつ下北地区被害者の多くの有志が集い設立をいたしました下北半島ニホンザル被害対策連絡協議会の活動と今後タイアップして支援していくことはいかがでしょうか、お伺いします。

次に、ニホンザルの場合は、脇野沢地区のある

群が3つに分裂したかの報道もあるので、その対策としては、これを特定し、その全部を捕獲、他に移動するか、間引きしか対策はないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

次に、今日のニホンザルの保護策は農地の保護を主眼に広域と特定農地を囲む仕組みになっていますが、逆に里にサルを誘導したことも事実であります。また、追いつけの際の支障となりつつありますという声も聞かれます。昨日小沢地区で私はそのことを伺ってまいりました。

特定場所を設定し、そこを囲む方法が必要になっていると私は考えますが、いかがでしょうか。

次に、区域を限定し、縮小し、そこに生息するニホンザルのみを天然記念物のニホンザルにすることによって、学術、教育、文化、観光に資することが今後の保護と被害防止に役立つ両立論と思いますが、いかがでしょうか。

さらには、地方公共団体に鳥獣保護管理行政をゆだねる分権論が取りざたされておりますが、この論を受け入れる前提は、海洋魚類の保護管理化からくる無主物排除の理論と同様にならないと、だれも責任をとらない国民を無視した政策からは生まれてきません。いずれにしても、市民が受けるニホンザルの人的、物的、精神的な被害については、国・県がその損害を賠償するよう市として働きかけをすべきであり、加えて住民のそのような動きを支援し、実現を促進するお考えはないのでしょうか。

最後の第4は、水産業再生についてお伺いします。まず最初は、生産と流通における加工、貯蔵、蓄養等の工夫促進と、必要な設備の支援についてであります。国内はもとより、陸奥湾内漁業の衰退は、周期的に不振に見舞われ、漁獲物の変化や魚価の低迷、そして販売ルートのあり方など流通面での課題を抱え、衰退が著しいと思います。民間の調査機関日本経済調査協議会が水産業の抜本

的改革を訴えています。ことしの2月の緊急提言の際に、水産資源を無主物から国民全体の共有財産として透明性の高いルートのもとで水産資源の管理と利用を行う提唱であります。この最終提言を取りまとめるに当たって、流通の改革も新たに加えたと伺っています。

食の安心安全の多品種で少量の水産物でも、食品として加工し、その活用を図ることや庭先販売の流通改革は水産物の自給率向上及び漁家の生活安定にとっては欠くことのできないものであります。また、地球環境問題に対応するためにも、水産業の改革は重要な局面であると申しても過言ではありません。地域の基幹産業である水産業を持続的に可能なものにする努力を今惜しんではならず、さらには禁漁期間の設定等の痛みを求めることを漁民は覚悟せねばならないことも来るのではないかと伺っています。

そこで、過去のいきさつやしがらみにとらわれない新しいむつ市の水産業のビジョンが必要です。これらの課題に対する市としての水産業支援策をお伺いします。

次に、最後になりますが、脇野沢村漁業協同組合事務所に併設されている漁村環境改善センター施設のことでありますが、この施設は同組合の2階と3階を活用しているもので、国と県、そして旧脇野沢村が90%に達する補助金交付を行って、国策の一環として建設したものであります。そして、今日まで同漁協が総合的に管理を行い、地域の振興に貢献してまいりました。市民や漁民の安らぎの施設であります。特に中心市街地にあり、漁港に隣接する利便性が高く、その活用する度合いが高く、今後とも持続して活用するための改善が望まれています。そこで、おおよそ1,000万円程度の改修費が見込まれるようではありますが、私は当時の建設にかかわったものの一人として、市としてもこの改修には助成が必要と考えます。市

長から支援策についてお伺いいたしたいと思いません。

以上で壇上からの質問を終わります。短く簡潔に適切なご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、選挙公約と新市まちづくり計画等との整合性についてであります。いずれの公約も当該計画等の理念に矛盾するものではなく、選挙公約という性格上わかりやすく、かつ訴求力のある言葉を用いたものであります。

この公約のうち「こどもは地域のたからもの」は、少子化や教育、人づくりに寄せる思いをあらわしたものでありますし、広報広聴機能の充実、合併3年目に入り、いよいよ新市を一体的に合併のうまみを出していく必要を痛感する気持ちから、地域の声に改めて耳を傾けていくべきとの思いであるとともに、市民が市の業務を知ることにより開かれた行政、市民参加の行政、すなわち「まちづくりの主役は市民」ということにもつなげていこうとする考えから提言したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、市政継続と事務事業の選択についてのお尋ねであります。これにつきましては、杉山前市長の施策の根幹となるところは基本的に継承して継続していきたいと考えておりますが、個々の具体的な手法は、自分の目で確認、検証を加えながら進めてまいる所存であります。

今般合併後初めてのむつ市長期総合計画の基本構想について御議決賜りましたので、この理念に沿って今後具体的な肉づけを図るべく実施計画を策定していくこととなりますので、その中で今後政策的判断をし、しかるべき事務事業を打ち出していきたくて考えておりますので、ご理解賜りた

いと存じます。

次に、財政問題についてのご質問にお答えいたします。まず、財政赤字の認識と解消計画についてであります。4市町村の合併が財政の赤字及び赤字見込み団体同士の合併であったことに加え、歳入では長引く景気低迷の影響から税収の減収、三位一体改革による地方交付税の削減などから財源確保が難しい状況となっていることであります。

一方、歳出では、職員の高年齢化による人件費及び国の景気浮揚対策等に対応した事業に伴う公債費の割合が極めて高く、さらに病院事業健全化に対する財政支援や一部事務組合の運営負担金等の増大などから赤字の状態が続き、大変厳しい状況にあると私は認識いたしております。

このことから、赤字解消計画の取り組みについてであります。まずこの財政の状況を市民の視点に立って公表を行うこと、さらに住民説明会を開催し、ご理解をいただくことから始めたいと考えております。そして、市民のご意見を酌み上げの中で福祉の向上や地域経済の振興等を図り、活力ある地域社会の実現を目指すこととなりますが、そのためには行政改革を積極的に推進しながら、財源の確保、効率的、計画的な財政運営に努め、平成23年度に赤字解消を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、地方交付税制度への対応についてお答えいたします。本年度の地方交付税制度の改正については、主なものとして普通交付税の基準財政需要額の算定方法の見直し及び頑張る地方応援プログラムによる財政措置であります。

まず、普通交付税の基準財政需要額の算定方法の見直しについてであります。これまで複雑でわかりにくい算定から、人口、面積を基本にわかりやすい算定へ移行してまいりました。これが新型

交付税の創設であります。具体的には、この新型交付税の創設により、これまでの経常経費と投資的経費の区分が廃止され、個別算定経費についての項目が17項目減少されております。この改正に伴う本市の影響については、前年度とは単純に比較はできないものの、減少傾向となっているものであります。

なお、新型交付税の面積に係る基準財政需要額の算定では、森林面積の算入割合が宅地面積の4分の1と低いことから、今後とも森林の維持、機能の確保の観点から、森林面積の算入割合の拡充を要望してまいりたいと考えております。

次に、頑張る地方応援プログラムについてであります。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより魅力ある地方に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトを考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税の支援措置を講ずるものであります。

その内容については、1点目として、市町村が総務省ホームページ上で公表されたプロジェクトに取り組むための経費について、1市町村につき単年度3,000万円とし、3年間特別交付税で措置されるものであります。

本市のプロジェクトとして既決の予算から地域子育て支援センター事業、中学生国際姉妹都市交流支援事業、学校教育支援事業及びニホンザル保護共生事業の4事業を選定し、成果目標を掲げて公表しているものであります。この4事業の事業費は、6,215万7,000円で、うち一般財源が4,159万3,000円となりますので、特別交付税の上限額であります3,000万円が交付される見込みにあります。

2点目として、行政改革の実績を示す指標や製造費出荷額などの成果指標が全国標準以上に向上した市町村に対し、その程度に応じて普通交付税の基準財政需要額の割り増し算定を行ったもので

あります。また、成果指標の算定に当たっては、過疎、離島の条件不利地域の状況を反映させております。

なお、本市の基準財政需要額の割り増し算定額については、2億5,850万1,000円となっているものであります。今後とも着実な行政改革等を行って普通交付税の増額に努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、放射性廃棄物最終処分場問題と電源三法等の交付金の動向についてのご質問にお答えいたします。まず、放射性廃棄物最終処分場を誘致する考えはないかとのことにつきましては、本年3月のむつ市議会第191回定例会において柴田議員からご質問があったところであります。当時杉山前市長は、青森県と国との間で交わされた知事の了解なくして青森県を最終処分地にできないし、しないことを確約するという約束がある等の理由により、高レベル放射性廃棄物最終処分場の誘致には否定的な見解を示しております。高知県東洋町や秋田県上小阿仁村のように、首長が誘致を検討すると表明した途端、住民からの猛反発に遭い、検討を取りやめたという例もあり、この問題につきましては、一市町村レベルの問題ではなく、国及び県レベルの深くて大きい問題でありますし、国民の理解もまだまだ進んでいないように思われます。

エネルギーセキュリティは、我が国として重要な課題であり、国策として原子力エネルギーの利用を推進している国の責任において、この問題を早急に解決できるよう国の主導的役割を期待しているところであります。私といたしましても、杉山前市長と同様、青森県と国との約束は非常に大きな重みを持っており、難しいという認識でおりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、電源三法等の交付金の動向についてのお

尋ねですが、大間原子力発電所の着工延期による影響額は、前の川下議員にもお答えしましたとおり、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の交付額が約2.1億円減額になる見込みになっております。今後につきましては、大間原子力発電所の着工が来年8月までに実施され、東通原子力発電所東京電力1号機及び当市に建設が予定されております使用済燃料中間貯蔵施設の着工がそれぞれ平成20年度及び平成21年度に予定どおり建設着工されますと、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の交付額は、平成20年に約12億6,000万円、平成21年度に約21億9,000万円、平成22年度及び平成23年度に約20億9,000万円、平成24年度に約13億2,000万円が交付される見込みになっております。

また、電源立地促進対策交付金相当部分につきましては、東通原子力発電所東京電力1号機分として約23億8,000万円、使用済燃料中間貯蔵施設分として約9億5,000万円が着工から運転開始後5年が経過する年度までの間に交付される見込みとなっております。

次に、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の交付限度額の誤りについてであります。新聞等でも報道されておりますとおり、国及び電力会社の算定ミスにより交付限度額に過不足が生じていたことが確認されております。当市においても平成17年度で69万3,000円少なく交付され、平成18年度においては約101万8,000円多く交付されていることが判明いたしております。

今後の対応につきましては、返還の事務手続を含め関係機関と調整してまいりたいと思っております。今回のようなミスが起こらないように国及び電力会社には再発防止に万全を期すよう要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、シライイン株式会社の支援策についての

ご質問にお答えいたします。まず、新造船に絡み、市に求められた文書での支援策についてのお尋ねでございます。シライイン株式会社が現在計画しております新船は、国の運輸政策に応じて船舶などの運輸施設の整備を推進するための支援を行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、いわゆる鉄道・運輸機構との共同建造を予定しております。共同建造方式のメリットは、原則として担保が不要、長期の返済や税金の優遇などがあり、共有船の鉄道・運輸機構の持ち分について、一定期間使用料を支払うことにより、最終的にシライイン株式会社の100%所有船となるものであります。国の航路補助につきましては、航路の運営費のほか、新船建造費についても対象となるものであり、関係自治体といたしましても、これに協調し、補助していく考えにあるところであります。

一方、建造の方式は、先ほど述べましたように、共同建造方式ということで使用料を共同建造主である鉄道・運輸機構に対し支払いしていくものであります。このことから、新船建造に当たり支援体制に係る確約書について、共同建造主から国の航路補助上の関係自治体である当市と佐井村に求められているものであり、この文書の性格は包括的に支援の意思をあらわす趣旨のものであり、少なくともただちにこれが将来に向けた損失補償契約となるような性格のものではないという認識に立っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今後のシライイン株式会社に対する支援につきましては、平成18年度欠損金3,700万円余を地元自治体が本年度中に支援をしない場合、協調補助の建前から、国では平成19年度以降の補助を行わないとしていることから、佐井村と負担額について協議のうえ、補正予算対応をとり、議員の皆様のご理解のもと、支援をいたしたいと考えており

ます。

また、平成19年以降の支援につきましては、県及び佐井村と協議のうえ支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人事院勧告と職員関係についてのご質問にお答えいたします。まず、当市では職員給与の一定率をカットしている状況の中であって、今年度の人事院勧告はどのように反映されると考えているのかとのご質問にお答えいたします。今年度の人事院勧告は、柴田議員もご承知のとおり、去る8月8日に出されております。勧告の主な骨子につきましては、第1点目として、民間給与との較差0.35%、金額にいたしまして1,352円を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額引き上げ、第2点目として、少子化対策の推進にも配慮した扶養手当の月額500円引き上げ、第3点目として、期末勤勉手当の0.05カ月分の引き上げ等となっております。これに対しまして、現在のところ国では態度を明らかにしておりませんが、平成13年以来の引き上げとなることから、給与制度を含めた公務員制度改革に対する国の厳しい姿勢もあり、勧告どおりの実施は微妙ではないかとの一部報道も見受けられます。いずれにいたしましても、これまでの勧告による給与改定につきましては、これを踏襲する形で市としても実施してきている経緯があり、今回につきましても勧告どおりの実施となれば、県及び他市町村においても同様の改定がなされるものと考えられます。

当市では、財政状況が厳しい現状を踏まえ、管理職手当の60%カットを実施しておりますものの、優秀な人材の確保や職務に対するモチベーションの向上を図るうえでも、勧告で示されました初任給を中心とした若年層の給料の引き上げ等は必要であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、勧告どおりに給与改定した場合の費用につきましては、2,200万円程度と見込んでおります。

次に、最低賃金の改定は臨時職員などの賃金にどのように反映されるのか、また今後の賃金の改定の見通しを示せというご質問についてお答えいたします。臨時職員の賃金単価につきましては、一般職の給料表の改定及び県内他市の状況を勘案しながら決定しており、直接的には最低賃金との連動性はございません。現在事務関係に従事している臨時職員については、時価単価700円となっております。この額は、平成15年の人事院勧告でマイナス1.07%の勧告があったことから、それまでの時間単価710円を減額改定したものであり、その後の人事院勧告では平成17年にマイナス0.36%、平成18年度からは給与構造改革により給料表の水準について平均で4.8%の引き下げを実施しておりますが、それぞれ勧告率が小さかったこと、給与構造改革で現給保障があったことから改定は見送ったものであります。

また、今後の賃金改定の見通しにつきましては、先ほども申し上げましたように、給料表の改定及び県内他市の状況等も見きわめながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次の鳥獣被害対策につきましては、教育長より答弁をいたします。

次に、水産業再生についての第1点目、生産と流通における加工貯蔵、蓄養などの工夫促進等必要な設備の支援についてであります。まず最初に流通加工改革についてであります。現行の流通体系においては、そのほとんどが需要と供給のバランスによって水産物の価格が形成されていることから、価格は変動するものであります。このため水産物の生産額の向上を図るためには、議員のご指摘のとおり、加工及び蓄養等の創意工夫が必

要であると考えております。

また、県と連携しながら、未利用、低利用資源の有効活用を図るとともに、加工開発に取り組むほか、朝市等の開催による対面販売の推進も有効手段の1つと考えているところであります。さらに、将来的に水産業の持続的生産を図っていくためには、行政、研究機関、漁協が一体となって栽培漁業の推進並びに資源を管理しながら生産するという資源管理型漁業の展開が重要であろうと思われまます。これらの施策を含めて、今定例会に提出しておりますむつ市長期総合計画基本構想についての資料として、むつ市長期総合計画を添付しておりますが、その中で農林水産業の振興について8項目の主要計画を示しております。基本的には、この計画に沿って施策を展開してまいり所存であります。本計画は大局的にとらえたものであり、今後各地先ごとに、より具体化した振興計画を策定し、漁業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、脇野沢村漁村環境改善センターの老朽化に伴う改修支援についてであります。脇野沢村漁村環境改善センターは、昭和52年度に漁協が事業主体となり、沿岸漁業構造関連整備事業という国の補助事業で建設されたもので、既に30年を経過しております。このため部分的に老朽化が進み、窓枠の腐食や屋上部分のひび割れによる雨漏りが発生しております。その改修に要する費用は、約1,500万円程度と見込まれており、漁協単独での改修は厳しい状況にあることは承知しているところでありますが、施設建設後の維持管理費については、原則的には所有者が負担すべきものと考えているところであります。市といたしましては、今後ナマコ等の水産資源の増大に向けた取り組み等を支援し、漁協経営の基盤の強化を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 柴田議員の鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目は、被害者の生の声を反映させる場の設定についてであります。まず、去る8月21日に大畑町二枚橋公民館で開催いたしました被害対策懇談会についてであります。これは平成19年度のサル、クマ農作物被害緊急対策事業として、大畑地区において初めて実施したものであります。近年サルが頻繁に出没するようになった釣屋浜、二枚橋、孫次郎間の3地区の皆様にお集まりいただき懇談したところであります。当日は、31名のご出席をいただき、皆様からは農作物被害の深刻さや電気さくの設定、群の捕獲、離れザルの捕獲についての要望など、地域の皆様の切実な生の声を拝聴したところであります。

ご承知のとおり、現在私どもは県とともに第2次特定鳥獣保護管理計画を策定中でありますが、本計画には平成17年11月に県で実施しましたアンケート調査の結果は当然のことながら、ぜひ今回のような地域の皆様の生の声も反映させていきたいものと考えているところであります。

このような地域の皆様との懇談につきましては、今後は今月の9月中に川内町蛸崎地区におきましても開催する予定といたしているところであります。脇野沢地区につきましては、これまでの長年にわたる取り組みの中で、柴田議員を初め地域の皆様からはいろいろとご意見、ご要望、アドバイスをちょうだいしておりますことから、特に開催を予定しておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、被害者の叫びとして直接国や県に伝える機会を市が設定することの提言についてであります。去る3月13日に文化庁文化財部天然記念物課の桂主任文化財調査官が来市されましたとき

に、今度は地域住民と対話してみたい旨を話されておりましたので、実現に向けて国・県とも協議してまいりたいと考えております。

次に、下北半島ニホンザル被害対策連絡協議会の活動とのタイアップということにつきましては異論のないところであり、サルとの共生、被害対策につきましては、多くの方々の広範な取り組みが必要であると思っております。次期保護管理計画に基づいた活動、取り組みであれば、同協議会にかかわらず、広く連携をとりながら、実効ある活動につなげていきたいものと考えているところであります。

次に、2点目のサルの間引きの促進についてであります。柴田議員お話しの際は、脇野沢地区に生息しているA2-84群のことだと思っております。このA2-84群は、頭数の増加に伴い、平成18年1月15日から3つのグループに分かれ、8月下旬ころまでその状態が続いたところでありますが、今度は一転して3つのグループが一緒に行動をとるようになり、もとの集団に落ちついたと思ったものの、平成19年1月上旬からは、また再び前の3つに分かれて行動をとるなど、まさに離合集散を繰り返す、いつときも目を離せない状況にございます。

私どもといたしましては、現在までその分派行動を見逃さないために、常にモニタリング調査を行い、群を特定してきているところであります。現在私ども教育委員会では、A2-84群の中の1つのグループをA、B、CのCと呼んでいるところでありますが、今後サルの調査会等の関係機関とも協議し、統一的な名称にしていかなければならないと思っております。

この分派行動をしているC群につきましては、群に遠隔操作の機械でございますテレメトリー発信器が装着されておらず、現在青森県への装着許可申請の事務手続を進めているところであります。

装着後は、モニタリング調査を本格的に実施し、生態等被害状況などを詳しく調査したいと考えているところであります。現在第2次特定鳥獣保護管理計画の原案を策定中でありまして、柴田議員が意図することも盛り込まれるよう青森県とも協議しているところでありますが、まだ原案発表の時期ではございませんので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、3点目の被害防止さくの設置方法についてであります。特定場所を設置し、そこを囲む方法が必要になっているのではというご指摘であります。このことにつきましても、現在策定中の第2次特定鳥獣保護管理計画の中に多様な保護管理、被害対策が盛り込まれる予定になっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、4点目は、記念物となっている区域を限定縮小し、そこに生息するニホンザルのみを天然記念物として学術、文化、教育、観光に資することが今後の保護と被害防止に役立つのではというご提言でございます。下北半島に生息するニホンザルは、人を除く霊長類では世界分布の北限であり、学術的価値も高いと評価されているところでありますので、これまで天然記念物に指定されてきた全国の6地域でも積極的な観光活用が図られてきたところであります。しかし保護対策最優先の対応がサルの増加を招き、管理面等におきまして、施設の維持、存続を困難にさせているようであります。

昨日の飛内議員の質問に対する市長の答弁の中にもありましたが、岡山県高梁市にある臥牛山では自然動物公園を閉鎖しておりますし、さらには大阪府にある箕面山でも昭和52年に自然動物園を廃止しているなど、自治体といたしましては、教育、観光資源としての活用は限界があるように思われます。

当市でも昭和57年に農作物被害を及ぼしている

サルA1群72頭を捕獲し、野猿公苑で飼養しているところですが、今後教育、観光資源として利用者増を図れるかという観点からすれば、交通機関の利便性、施設環境の魅力、周辺環境の整備状況等からしましても厳しい状況にあるのではないかと考えているところでもあります。しかしながら、現有施設の有効利用としましては、今後ある程度の環境整備を図っていく必要があると考えているところでもあります。ご指摘の指定区域の縮小化とともに、国・県にその支援対策について要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第5点目の人的、物的、精神的損害の賠償実現についてであります。サルに起因する人的、物的被害につきましては、昨年8月からことしの7月にかけて、人的被害が2件、人家侵入は昨年から平成19年の現在まで3件発生しているところがあります。被害を受けられた住民の方々の精神的打撃は、はかり知れないものがあると認識しているところでもあります。被害に係る法的な責任の所在につきましては、文化庁の記念物課、県自然保護課及び県文化財保護課にも改めて照会、協議を行っているところではありますが、やはりこれまでの見解どおり、サル、カモシカなどにつきましては無主物扱いとなっておりますことから、基本的な責任の所在は国、県、むつ市のいずれにも存在しないということでもあります。このことにつきましては、市といたしましても、国に補償制度を創設するよう要望しているところではありますが、今後県とも協議しながら、具体化できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 12番。

○12番（柴田峯生） まず最初に、3番目の鳥獣保護の関係でちょっと伺いたいと思います。

実は、10日の日に農業委員会の部会の委員長な

どの研修会がございました。その場で、実は「害獣対策に自衛隊活用 自民チーム、立法化方針」ということで、これ2007年6月11日零時 a s a h i . c o m のコピーですが、イノシシ、サル、トドなどによる農業、漁業被害が減らないために、自民党のチームとして検討しているのだと。そして、その中で鳥獣による農作物への被害は、ここ数年全国で約200億円前後と減っていない。ハンターは、この30年で半分以下になっているというようなことから、有害鳥獣対策に対して自衛隊を活用して、銃による一斉捕獲駆除も考えろという結論のようでもあります。これは、見ますと、実際には8月23日に、その文書が出たようでもあります。農林漁業有害鳥獣対策の抜本強化に関する緊急提言ということで出ております。これは、市のほうに届いておりますか、いかがでしょうか。まずお伺いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 新聞報道での記事は、目にした覚えはございますけれども、そういう正式な文書はまだ私どもの手元に参っておりません。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 12番。

○12番（柴田峯生） このように、これは特定の政党ですが、政権政党がまとめたわけであります。私たちの声がようやく国のそういう国会議員にも届いたのかなという考えなわけですが、そこで今頑張る地方応援プログラムでもむつ市では国の特別交付税をいただいて、この県の計画で見ると、平成19年から平成23年までとなって計画が出ております。大間町も同じように3年間で700万円程度の事業を見込んでいるわけです。私は先ほども申し上げましたが、どうも文化財を保護するという立場がもう非常に先行しているわけです。もちろんいわゆる特別天然記念物ですので、教育委員会が一生懸命重荷をしょって、その先導に立って

いるというのが現実なわけです。そこで市長にお願いしたいのですが、市長部局でひとつこの有害鳥獣対策に対する組織をつくれなにかどうか、そして教育委員会と一体的に働きかけをしていくという流れができないかかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今柴田議員の頑張る地方応援プログラムというふうなお話がありました。内容的には、ニホンザル保護共生事業ということで、事業概要が下北半島に生息するニホンザルをまず保護をする、そして野猿保護管理専門員及び野猿監視員による生息地域の調査を実施する。そして、悪質なサルの捕獲及び食害防止対策を強化するというので、その事業費として4,500万円という形で、今後の平成19年度から平成22年度までのこのプロジェクトということで、先ほどお話ししましたように、交付税措置がされてくると。頑張る地方応援プログラムの中でということで、この形になっております。そこで、これらを、この体制を利用しつつ、教育委員会と連携をとりつつ、その現実をしっかりとらえた対応をしていきたいと、こういうふうにご考えております。

有害鳥獣につきましては、それもやはりきっちりこれからも対応していくというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 12番。

○12番（柴田峯生） ぜひ経済部の農林畜産課だけではなくて、有害鳥獣含めた、その鳥獣の対策を市長部局の組織の中につくって、教育委員会と一体になって進めていただきたいと要望しておきます。

次に、教育長からも答弁いただきましたが、いわゆる脇野沢の野猿公苑の関係です。これは平成17年に監査を受けておりまして、定期監査の際に指摘をされております。その中の9ページにござ

います。現状から見て、ここは非常に脇野沢にとっては観光面でも、あるいはニホンザルとの共生という意味からも接点になる施設なわけです。したがって、市長は議長時代にこの監査の結果をお読みになっていると思いますけれども、もう一度ひとつ読んでいただいて、今後の施策の中でこの改修なり、あるいはその施設の今後のあり方を検討していただきたいなと、こういうぐあいに要望しておきます。

もう一点は、従来脇野沢地区では、サルのえさ買い上げということで、被害のあったものを買い上げという形で一部補償してきたわけです。それが合併した翌年から、もう全くそういったものがなくなったと。だから、共存という立場からするならば、私はそのことも含めて、今後二枚橋地区あるいは蛸崎地区も、小沢地区もあるわけですが、さっきの頑張る地方応援プログラムのほうの目標になりますと、その被害額を減らすという目標値も設定しておるようでありましてけれども、それはあくまでも事務的、それから保護という立場で書かれているものだと私は理解しているわけです。そういった意味で、やはり住民が農業を行う、あるいは自家野菜の生産の意欲を失わせるということは、私はむつ市にとっては最大の損失だと、こう思うわけです。ですから、その辺も含めて市長から、時間もあと幾分ありませんので、サル問題だけ取り上げて、市長から最後にひとつ、見解を、決意をひとつお伺いしたいなと思っています。よろしくひとつお願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 合併して以来、サル問題ということが私の議員の立場から、また議長の立場からも学びました。また、今この立場になりましたら、サル問題が非常に大きな行政課題であるということは強く認識をしております。今柴田議員のお話のとおり、農家の方々の被害も当然重い形

で私も認識しております。さらに、自家栽培をしている高齢者の方々がご家庭で食べる、そういうふうなものまで被害を受けていると。これは、決して金額の多寡ではない部分、非常に精神的な部分、楽しみにしてきた野菜が、果物が、もう一夜にして荒らされるというふうなこと、非常に精神的な痛手ということは私も十分お聞きして認識しております。それらをどうやって解決していくかということは、先ほど教育長のご答弁にもありましたように、教育ではないのですけれども、悪いものは悪いというふうな厳しい対応をやはりしていかなければいけないし、また保護するエリアの部分、それをしっかりと、その部分の中に追いついていくのか、それとももう出てしまっている部分でなくて、その保護をする範囲の中にあるものだけを保護していくのか、これらは教育委員会とよく協議をしつつ、また県、国とも協議をしつつ、悪いものは悪いということは訴えていきたいと、そういうふうな思いでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

高齢者の方々、また農業に携わる方々の思いというのは重々私も認識、強い思いで臨んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時20分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（川端澄男） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） むつ市議会第193回定例会に当たり、日本共産党横垣成年、一般質問を行います。

まず冒頭に、ただいま安倍総理が辞意を表明したそうでございます。今、秋が訪れ、紅葉が始まります。日本の政治の紅葉もこれからいよいよ始まる、そういう時期ではないかと思っております。ぜひとも私たち国民が望む政治実現のため、奮闘しようではありませんか。

まず第1点目、ふれあい訪問事業、いわゆるヤクルト配布事業についてであります。数カ月前だったと思いますが、身元不明の死体が発見されました。「お心当たりの方は連絡願います」という放送が数日にわたりなされたことがあったかと思っております。ちょうど私の知り合いの方の近所に住むひとり暮らしの方だったそうでございます。その方が言うには、私の近所に住む人だとは全然知らなかった、ヤクルトが配布されなくなって、どこにひとり暮らしの方がいるのかわからない。ひとり暮らしの方の安否確認が難しくなった、何とかまた復活してほしいものだとおっしゃっておいりました。地域地域で責任感を持って活躍されている方、例えば町内会や消防団などにより私たちの暮らしは成り立っております。そういった方の一人が、地域にどのようなひとり暮らしの方がいるのかわからないということではないのでしょうか。ふれあい訪問事業が廃止された経緯をお知らせ願います。

また、現在ひとり暮らしのお年寄り、65歳以上は市内に何人いるのか、各地区ごとに教えてもらえればと思っております。ふれあい訪問事業が廃止された後の安否の確認はどのようになっているのでしょうか、ふれあい訪問事業はぜひ復活すべきと思

いますが、お聞きいたします。

第2点目、スクールバス待合所設置についてです。来年3月に7つの学校が閉鎖されます。学校には、バスで通う児童がふえるということがあります。ぜひとも学校を統廃合される地域のバス待合所設置をお願いしたいと思います。むつ市の南通りに行きますと、バス停留所のわきにちよこんとかわい待合所が設置されているのを見かけます。私は、それを見るたびに地域の方の児童に寄せる思いが感じられるものでございます。児童を雨風にさらすことのないよう、学校閉鎖前にぜひ設置するべきと思いますが、お聞きいたします。

第3点目です。国保税について。国保会計は、収支のアンバランスが合併後続いております。その結果、合併前にためていた基金、国保基金が2007年度でほとんど底をつき、来年度には2億円の不足が予想されます。この不足をどのように是正するのか、今後の見通しについてお聞きいたします。

また、市民の税負担能力が限界に達している今、2億円の不足解消には絶対に国保税の値上げなどということがあってはならないと思います。その前提のもとでの今後の見通しをお聞きいたします。

4点目です。庁舎移転について。まず、財政状況との関連でお聞きいたします。前議員においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の関連でお聞きしておりますので、答弁は回答においては割愛しても結構でございます。そして、再質問の方でその点については深めたいと思っております。

また、緊迫した財政状況の中、庁舎移転した後に、もし財政再生団体になったらどのような状況になるのか。言うまでもなく今は無駄な出費をしてはいけない状況だと思っております。しかも、庁舎移

転は計画性がなく、突発的であり、住民合意もなく、議員の半数近くが反対している、そういう事業ではないでしょうか。もっと優先するべき事業があると思いますが、お聞きいたします。

そして、庁舎移転についての中で、住民との関連についてです。先ほども言いましたが、前市長は住民合意もなく進めたものでございます。住民合意はあると考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、住民説明会では市民の多くが不安を訴えていたのではないのでしょうか。住民説明会での意見集約の結果をお知らせ願えればと思います。これについては、杉浦洋議員の質問と同様でありますので、重複する答弁であれば割愛しても結構でございます。

そして、今後住民投票によって判断するという考えはないものかどうか、前議員も同じ質問をしておりますが、再度これについてはお聞きしたいと思います。

以上、建設的で前向きな答弁を市長、理事者におかれましてはお願いをいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふれあい訪問事業についてであります。この事業はひとり暮らしの高齢者を訪問し、乳酸菌飲料等を支給しながら、その安否確認を行うとともに、社会的孤立感の解消を目的として、平成4年度から平成15年度まで実施しております。この事業を終了した経緯を申し上げますと、この事業は乳酸菌飲料等の配達員が高齢者宅を訪問することから、社会的孤立感の解消という面では相応の効果があったと考えているところでありますが、安否を確認するという面では、配達時以

外は安否を確認することができず、異常があった場合にただちに対応できないという問題を抱えておりました。市では、これらを解消するため、緊急通報体制等整備事業の充実により、ひとり暮らし高齢者等の急病、災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応ができるシステムの構築を図ってきたところであります。

このシステムの内容を申し上げますと、健康等に不安があるひとり暮らしの高齢者の方々等にペナント型の通報装置を貸与し、急病等の異常があった場合は、ボタンを押すことによって警備保障会社または県の社会福祉協議会に緊急信号が発信され、ただちに警備保障会社の職員または協力者がかけつけるというものであります。昨年度は、7件の通報があり、すべて病院への搬送がなされております。このシステムの特徴の1つに、協力者を2名から5名を募り、緊急時に手助けをしていただくという方式を採用していることから、日ごろからこれらの方々との交流を図ることによって、地域でのきずなが深まるものと期待いたしているところであります。

また、介護保険上で自立と判断されるようなひとり暮らしの高齢者の方等に対しては、週2回までのホームヘルパー派遣や週1回のデイサービスの提供等も実施しており、不安を抱える高齢者が孤独でいる時間を少しでも少なくできるようなサービスの充実を図っているところであります。

以上のことから、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認については、今後とも現在実施している緊急通報体制等整備事業を基本として、その他の方法も組み合わせながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、ことし2月現在のひとり暮らしの高齢者の人数は、むつ地区1,216人、川内地区216人、大畑地区272人、脇野沢地区96人の合計1,800人となっており、このうち緊急通報体制等整備事業の利

用者は153人であります。

2点目のスクールバス待合所設置については、教育長より答弁を申し上げます。

次に、国保税についてのご質問にお答えいたします。国民健康保険事業は、ご承知のように国保加入者が医療機関で受けた総医療費の7割から9割を国民健康保険が給付しているわけですが、その財源は国の負担金及び調整交付金並びに県調整交付金の合計がおおむね50%で、残る50%を国保税として被保険者に負担していただいております。そこで、横垣議員ご指摘の国保会計は、合併以来収支のアンバランスが続いているということについてであります。そもそも合併時の税率改正の際に、負担は低いほうに合わせるという方針から、幸い平成16年度末で約7億円の基金がありましたので、合併当初から収支の不足分は基金を取り崩す前提で決められた税率だと言えるわけで、平成17年度は2億3,000万円、平成18年度は3億1,000万円、平成19年度は2億800万円を取り崩し、収支の均衡を保ってまいったところがございます。その結果、基金の残高が490万円とほぼ底をついてしまいました。

そこで、税の引き上げをしないで収支のアンバランスを解消せよとのご指摘でございますが、税率決定の要素といたしましては、医療費総額の推移、介護納付金、後期高齢者支援金等の額及び被保険者数の推移等が大きな影響を及ぼすこととなります。さて、その基本的な要素が大幅に変動すると思われるのが、平成20年4月の制度改正と診療報酬改定の動向でございます。

まず、制度改正についてでございますが、第1点目として、後期高齢者医療制度が発足いたします。これまで75歳以上の高齢者につきましては、国保の資格を持ちながら、給付は市町村の老人保健特別会計が行っておりましたが、新たな制度では青森県後期高齢者医療広域連合が独立した保険

者となり、各医療保険の被保険者が75歳に到達いたしますと、それまでの資格を喪失して、すべて後期高齢者医療制度の被保険者となります。これに伴いまして、当市の国保では約5,800人の被保険者が減少することとなります。

第2点目として、退職者医療制度の改正がございます。退職者医療制度は、一定の年数を被用者保険の被保険者として経過した後に、国保に移動した方々を対象とした制度であり、医療給付費につきましても、その方々の国保税と被用者保険からの交付金で賄うというものでございますが、これまで74歳まで退職被保険者としていたものが、改正後は65歳までとなり、一般被保険者へ資格変更することになります。

第3点目は、一部負担金の改正でございます。これまで3歳未満は2割負担、保険者から見ますと8割給付ですが、少子化対策もあって、この対象が小学校就学前まで拡大されます。また、70歳以上の一般的な所得の高齢者につきましても、1割負担から2割負担、保険者から見ますと9割給付から8割給付となります。

第4点目は、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・保健指導が保険者に義務づけられました。

以上が平成20年度からの制度改正の概略ですが、この改正によりまして、国保財政の歳入面では、被保険者の減少による税収の減及び退職者医療への交付金の減が考えられます。

また、新たに65歳から74歳までの前期高齢者につきましても、保険者間の財政調整が行われるようですが、その算定方法等はまた示されていない状況でございます。

次に、歳出面では特定健診・保健指導に相当程度の費用が必要となることと、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援ということで、老人保健拠出金にかわり、後期高齢者支援金が新たに始

まりますが、これにつきましても具体的な数値は示されておりません。

また、診療報酬の改定につきましても、どういった改定になるか、まだ情報を得ていないところがあります。

さて、ご質問の国保税の今後の見直しについてでございますが、本年度までは医療費分と介護納付金分の2区分で課税してまいりましたが、後期高齢者支援金の納付が開始することに伴いまして、来年度からは後期高齢者支援金分を加えた3区分での課税となりますので、国保税の構成が変わるということでは、税条例の改正は全市町村で必要となりますが、ではむつ市国保においては、今年度より負担が重くなるのかということにつきましても、現時点ではお示しできる状況ではございません。

いずれにいたしましても、財政調整基金がほぼ底をついており、国保財政は非常に厳しい状況がありますが、今後厚生労働省等から詳細な数値が示され次第、的確な財政見通しを立てて対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、庁舎移転についての1点目、財政状況との関連についてお答えいたします。さきに何名かの議員にお答えいたしましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる再生法制の制定により厳しい財政運営を強いられることになろうとは思いますが、逆の見方をすれば、この再生法制の成立により、財政の健全化がより透明化、明確化されますことは私の政治姿勢に相通ずるものであり、有意義なことと考えております。庁舎移転後、仮に財政再生団体となったらどうかのご心配でございますが、夕張市はいわゆる再生法制に基づく財政再生団体に移行いたしました。2024年度までの18年間で赤字を解消することとしております。

その内容といたしましては、各種税率の引き上げ、下水道、保育料及び市営住宅などの使用料の値上げ、手数料の値上げ、職員の大幅な削減、職員給与の引き下げ、災害復旧事業などの真に必要な事業以外は実施しない等々の再建計画となっております。しかしながら、これまでもお答えしてまいりましたように、そのようなことにならないよう、平成23年度の赤字脱却に向けて着実に施策を進めてまいります。

なお、庁舎移転に関しては、なぜ今移転が必要になったのかというこれまでの説明の趣旨及び経緯をご理解賜りたいと存じます。

次に、住民との関連についてお答えいたします。まず、庁舎移転について住民合意があると考えているのかということですが、今回の説明会を実施したことをもって住民合意が得られたとは決して考えておりません。施策を実施していく施政全般について言えることと考えておりますが、この庁舎移転に関しても、すべての市民が納得いくような方向性を見出すということはかなり難しく、不可能に近いと考えておまして、それだけに段階を踏まえ、わかりやすく市民に情報公開し、ご意見をいただいた部分については真摯に検討し、お答えし、市民の皆様の理解を積み上げていくという地道な努力をしなければならないものと考えております。

今回の説明会では、旧アークスプラザを庁舎としてどのように整備していくのが適正かということよりも、その前提となることについてのご質問が多々出されました。主なものを挙げますと、どの会場でも出されたものでは市が抱える赤字額、借入額等から合併特例債を使用する財政的な問題、市役所の位置条例の提出時期の問題がありますし、個々の質問としては、説明会の開催の仕方、旧アークスプラザの耐震性、旧アークスプラザへの交通アクセスや新たな道路計画の問題、移転後

の維持経費の問題、電力会社から得た寄附金の問題、産業の育成と雇用の問題、まちづくりの観点からの中心市街地活性化との整合性、合併後の公共サービスや医療の問題、分庁舎の利活用の問題等多岐にわたっておりまして、今後カテゴリーごとに集約し、質疑、回答をまとめ、できれば市政だより等で紹介し、市民の皆様へ情報を共有していただきたいと考えております。

次に、住民投票により判断を仰ぐ考えがあるかということについてであります。庁舎移転につきましては、地方自治法第4条により条例を提案し、出席議員の3分の2以上の議員の同意を得るという法手続が必要とされているわけでございますし、その住民投票の要求等については、その推移を見守っていきたいというふうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 横垣議員ご質問のスクールバス待合所設置についてお答えいたします。

現在スクールバスは、むつ地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区合わせまして10路線で運行しております。むつ市全体で50カ所の停留所がございます。そのうち待合所は24カ所に設置しております。待合所につきましては、むつ地区におきましては、路線バスの停留所のある待合所、そしてまた市が設置したものを利用しているところがあります。川内、脇野沢地区におきましては、合併前より設置したものを随時更新し、使用しているところがあります。

議員ご質問のとおり、来年度から7校の小・中学校の統合に伴い、新たな路線として烏沢地区と角違地区が追加されることとなります。川内地区の蛸崎、宿野部、桧川、大畑地区の小目名、関根橋の5地区につきましては、現在既に中学生のためのスクールバスを運行しているところでありま

すので、これを利用することで新たな路線は必要ないものと考えております。しかし、地区によりましては、待合所が1カ所も設置されていないところもありますので、現在学校と地域の要望を詳細に調査し、検討を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全確保を最優先したスクールバスの運行を図るため、可能な限り待合所を設置した停留所を原則としているところでありますが、市の財政事情及び用地の確保が困難なところ、地理的に待合所の設置が困難な場合もありますので、一気に整備を図ることは難しいところがございますけれども、最善の努力を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 再質問をさせていただきます。

まず、第1点目のふれあい訪問事業についてですが、確かに答弁にあるように、大体12年間実施した事業だと思います。12年間ですから、やっぱりそれなりに市民に定着していった、そういう事業が2003年度で終了したということで大変残念な事業だと私は思っております。ぜひ復活を望みたいと思います。ちょっとお聞きしたいのでありますが、これにかわる事業として、緊急通報体制整備事業ということで平成19年度でも699万7,000円という予算が計上されております。ある新聞によりますと、この緊急通報システムが苦境に立たされていると、こういう記事を読みました。これは、なぜかという、各自治体が補助金だとか財政負担から手を引いているというのが背景にあるようでありますが、むつ市の場合はこういう心配はないのかどうか、ちょっとそこを確認させていただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

ただいまの新聞記事の内容ですけれども、むつ市は2種類のシステムがございます。1つは、旧むつ地区が運用しておりますけれども、警備会社に委託をして、今の緊急通報システムを運用していると。もう一つは、旧町村の部分が県の社会福祉協議会が運用している安心電話というのを使ってございます。その安心電話の記事が、いわゆる加入者が少なくなっているというふうに掲載されておりましたので、そのことについてだと思えますけれども、市の場合は、今むつ市で統合しておりますまして、現実には安心電話よりも警備保障会社のほうの緊急通報システムのほうが非常に便利だというふうなことで、電波の届かない部分を除いて、すべてそちらのほうの緊急通報システムに移行している状況にあります。そして、その費用は1人当たり大体3,927円1カ月にかかるわけなのですけれども、それは全額市が負担しております。したがって、加入者の方には負担がないというふうな状況にありますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 今回の答弁で、電波が届かない部分を除いてという話であったのですが、この電波が届かない部分というのはどういう範囲にあるのでしょうか。それと、そのあたりには全くひとり暮らしのお年寄りはいないのかどうか、そこのところをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

電波の届かない部分なのですけれども、川内地区、今現在6人おります。それから、大畑地区で22名、それから脇野沢地区7名の35名、この方々が電波が届かない状況にありまして、安心電話を利用しているというふうなことでございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年）　そういう安心電話とか緊急通報体制もやりながら、大変市民の中には根づいて、要望されている方の声も聞きますので、ぜひとも私はふれあい訪問事業の復活を要望して次の質問に移りたいと思います。

3点目の国保税についてであります。答弁においては、今後の見通しは今示すことができないというふうな答弁でしたが、私は、再度市長に当たっては、やっぱり市民の負担を求めないという姿勢を確認したいと思います。

というのは、皆さんもご存じのように、この間小泉内閣で増税法案をいっぱい通したという影響で、2006年度には介護保険料の値上げ、これはむつ市の部分だけですが、1億7,290万円、それから定率減税廃止によって1億5,000万円以上、障害者自立支援法により、むつ市内のおよそ200名の方に3,200万円の負担がかぶさっていった。例えば国民年金保険料がもう毎年のごとく2005年から値上げされて、2006年度でも280円アップされて一月1万3,860円、こういう形で増税され、2007年度に入っても、当然定率減税廃止によって1億7,800万円ですか、65歳の個人住民税非課税措置の廃止による増税が、こういう方たちに896万円、また国民年金保険料も今度は240円アップして一月1万4,100円です。ちょっと話は違いますが、厚生年金保険料ももう2004年度から毎年引き上げられて、2017年度まで引き上げられる。ことしは、厚生年金保険料のほうは840円、大体標準報酬で上がるそうであります。

こういう形で市民には多大な増税攻勢がかけられている。こういう中で、来年度、この国保税については引き上げはしないという立場の表明をぜひとも市長にしてもらいたいなということでお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男）　市長。

○市長（宮下順一郎）　命と暮らしを守る横垣議員

の思いはわかります。しかしながら、やはり受益者負担等々もあります。また、今ほどさまざまな税がふえている、負担がふえているというふうなことは、私個人も重々感じているところであります。しかしながら、その負担を避けて、市が今度繰り出していくということも、これはまたなかなかできないと、理論上できないということは、横垣議員ご承知だと思います。やはりその部分においては、受益者負担ということは、ある程度お願いをせざるを得ないという立場でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（川端澄男）　20番。

○20番（横垣成年）　理解はできません。受益者負担ということである程度はと言いましたが、先ほど言ったように、今のむつ市民、大変な状況に追い込まれている、そういう方が毎年のごとくふえているという現状でありますから、ぜひとも宮下市政にあっては、そういう方々に負担をかけない、そういう立場でこの国保税、収支の見通しを立ててもらいたいなというふうに要望をしたいと思います。

さて、庁舎の問題であります。ちょっと答弁漏れがあったというふうに思うのです。私はもっと優先するべき事業があるのではないかとお聞きしたのですが、その点についてはお答えがなかった。その点について再度ご確認させていただきたいと思います。

○議長（川端澄男）　市長。

○市長（宮下順一郎）　優先する事業、これはやはり命を守ることが最優先事業だと、こういうふうに私考えております。当然財政再建という大きな課題もあります。しかしながら、その財政再建については、平成23年度で赤字解消計画を順調に進めるべく一方では努力をしていかなければいけない。その優先する事業ということは、やはり私は命を守っていくことが市長の立場でありますし、

また行政の立場であると、このように考えております。

これまでの一般質問の答弁の中でもお話をいたしました。400人近い職員が現庁舎、耐震性が非常に懸念される庁舎の中におりますし、また1日約1,000人程度の市民の訪れる建物でございます。その部分において、もし万が一、あってほしくないのですけれども、大きな地震がその勤務中、またその庁舎の中で市民のあふれているときに地震が起きた際、その命をだれが守るのかと、こう考えたときには、私はやはり命最優先の事業を進めていかなければいけないと、こういうふうな思いをしております。

また、昨日ちょっとお話をさせていただきましたけれども、旧アークスプラザの周辺は広大な駐車場があります。その駐車場の中にはヘリポートというふうな表示もされております。それらを使って、やはり遠隔地の急病人、けが人を運ぶシステム、移送する、そして中核病院であるむつ総合病院に搬送するというシステム、そういうふうなこともやはり考えていかなければいけない。私は、命を大切にする、それを最優先事業として考えていきたい、こう思います。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） その命を最優先するというところで庁舎移転をするということでありまして。昨日佐藤議員も主張しておりましたが、もしそうであるならば、やはりただちに、それこそ平成7年に震度5には耐えられないという庁舎が判明したわけですから、ただちにそれは改修にかかるのが当たり前なのではないですか。きのうの佐藤議員と同じような質問になりますけれども。それほど命を大切にするというのに、なぜそういうことをしないのか。きのうの佐藤議員に対しては、壁をつくるのに、今市民課の待合室がさらに手狭になる、そういうふうな答弁があったけれども、そういう

400人の命が日々脅かされている、そういう状況であるなら、まず第一にやっぱり改修を手がけるべきだと思います。これについてはどうでしょうか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成7年の耐震調査の結果のお話でございます。私昨日もその部分については、その段階で私議員でございましたので、またその後横垣議員は平成11年から議員だと思いますけれども、その部分において、私は自らの不明はおわびいたしました。その部分で十分ご理解できるのではないかなと、こう思います。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） それは重々知っていながら話しているのでありますが、今市長は市長という権限のもとで庁舎を移転するということを判断して答弁しているわけですから、それよりも今地震があったら危ない建物になっているわけでしょう。であるなら、旧アークスプラザのほうに移転する前に、今現在耐震のための改修工事を優先するのが当たり前ではないですか。そうなのではないですか。そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） この庁舎移転について、耐震の部分については、非常に危険というよりも、震度5強で非常に懸念のある建物だというふうなことは、もう職員はすべて承知しております。その部分で、早く逃げなければいけないなという思いはあろうかと思えます。それはそれとして、例えばここで仮に耐震上安全な建物にするべく改修工事をすると、こうなりますと、かなりの部分が間仕切りの壁によって、現在の職場の環境が、面積が減少されるということになります。1階、2階について、かなり間仕切りをしなければいけないという現状だそうでございます。私もこの部分

においては説明会を通し、そしてさまざまな報告を受ける中でそういうふうな認識を持ったところでもあります。その部分にとどめておきたいと思えます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） きのうの佐藤議員に対する答弁では、屋根の下の中3階というのですか、そこはかなり物を置いていて不安だということも言っておりましたが、私はただちにそのものは別のところに移動するという手もとるべきだと思いますし、そういうふうにな不安な状況にありながら中3階に物を置いているというのであれば、なぜそういうのを先に対処しないで、いつまでも上におもしがあって怖い怖いというふうなことを言っているのか、この考え方がやっぱりわからない。わかりませんね。ですから、やっぱり危ないというのであれば、ただちに手を打つ。先ほど手狭になるとかいろんな柱の間に物をやらなくてはいけないと。そういう状況であれば、ただちに手を打つのが当たり前ではないですか。だって、あした地震あるかもしれないし。そういう場合どうするのですか、市長。市長がもう全責任とってしなくてはいけないということになりますから。だから、そういう状況を防ぐためにも、あしたにでもそういう改修工事にはやっぱり取り組むというのが、それこそ命を優先すると先ほど言ったのですから、そういう立場にならなくてはいけないし、しかもこの庁舎移転は、市長は住民に説明をして、少しその間隔があいてもいい、もう少し延びてもいいような考え方の答弁をしております。そういう意味では、1年後になるか、2年後、はたまた3年後になるかもしれない。そういう状況で今のままの庁舎でいくのですか。ただちに私は改修工事に取りかかるべきだと思います。もし危ないのであれば、緊急に別なところにプレハブとか建てて、やっぱりそういう対応をするべきだと思います

が、それこそ3年間今の状況で、もし3年後に庁舎が移転するとすれば、3年間もこういう状況でいくのですか。そこをちょっとお聞きしたい。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 昨日佐藤司議員にお話しいたしました、3階がつぶれて、そして屋根をかけた2階の上の部屋、あの部分について今確認をいたしましたら、少しずつ永久保存の書類等は片づけているということでございますけれども、かなりこれまでの負荷が建物に來ているということでございます。

ただちに改修しなさいと。改修はしたいものでもございますけれども、二重経費になるという考えもあります。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） どの自治体も結構庁舎改修は市民のサービスを最優先にして、一番後回しにしてやっているという新聞記事をよく耳にいたします。そういう意味では、私は先ほど優先すべき事業といたら、市長は命を守ることだと言いながら命を守らなくて、命が脅かされているその本庁舎を今後3年間も放置する。やはりちょっとこの答弁、さっぱり意味がわかりません。それこそ優先すべき事業、私はそれ以外にもあると思います。庁舎建設以外にも、先ほど国保税の基金が底をついている、何とかやっぱり市民の負担を軽くするために、そういう財源をつくらなくては行けないと。また、介護保険料でも、払えなくて大変な人々がふえている。そういう人々に手当てする、そういう財源もやっぱり用意しなくては行けない。

また、市民体育館、かなり利用する方が多いのでありますが、この改修も、また私は総合体育館なりそういうものも大変市民は望んでいるのではないかというふうに思います。また、ここの下北文化会館の設備もかなり老朽化している。また、

生活道路の砂利道も多いし、中心部に行っても側溝が整備されていない、水があふれる、そういうところもいっぱいある。こういう中でやっぱり何を優先するべきかということで、こういうのを放置して庁舎を移転するというのは、私はやっぱり許されないものではないかなというふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現在の庁舎で不安に駆られているような状況で職務をしているということは、私は就任まだ60日になるかならないかでございますけれども、申しわけないなど。早く安全なところに、そして環境のいいところで行政サービスの向上のために頑張ってもらえるような環境をつくっていくのも、また私の1つの職務であると、こういうふうに認識しております。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 全く理解できない答弁であります。

さて、その住民との関連について移りたいと思います。私は住民投票によって判断する考えはないかというふうな問いを発したのでありますが、宮下市長が議員時代、中間貯蔵施設の問題で住民が住民投票をしようという、そういう動きがあったとき、それが議会にかけられたときに、これは平成15年9月定例会でしたか、否とするというふうな反対討論を行っておりました。ちょっと読み上げますと、「住民投票の直接請求権の行使は、住民の基本権の発動であり、同時にそれは間接民主政治の欠陥を補完するために認められているものであることは承知しております」、ちょっと飛ばして、「有史以来多くの流血を乗り越えて市民がかち得てきた民主主義の一つの手段である議会制民主主義を守る立場から、住民投票条例案を退けるものであります」、こういう形で反対討論を行っていましたが、こういう立場は今も同じであ

るのかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当時のその中間貯蔵施設の際の私のその住民投票に関する考えは、今も同じ教科書を持っております。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） さて、また観点を変えまして、市長は今庁舎移転について住民に説明をどんどん求めていくというふうな立場になっておりますが、この住民の意見を酌み上げる作業、これはどこまでやるのでしょうか。どの時点で市長は、何をもとにして前に進めるか、それとも立ちどまるか、そういう判断をするのでしょうか。そここのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 住民説明会の中でアンケートもとり、また住民説明会にご出席の方々の市民の皆さんのご意見を聞いております。それから、ホームページ等々で意見も公募しております。そういうふうな形で、またこれまでお話をいたしましたように、折々につけ、その住民説明会を開催していきたいと、理解を深めていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 今の説明だと、もうただ進めるというのが前提にあって、その中にただ住民に入って説明をしていくという考えであるということを確認させてもらっていいですか。とにかく住民に意見、例えば1,000人くらいの住民と対話して意見を聞いたと、その中で8割ぐらいの人がもう不安とか、財政問題だとか、やっぱりそこら辺、理解できなくて、慎重だとか、見直しという意見があったと。8割ぐらいの方がそういう立場であったとしても、もう進めるという前提での説明ということで立場は変わりはないということで確認させてもらってよろしいですか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議会のほうで土地の取得、要するに庁舎移転、庁舎をそこにつくるというふうな形で議決をいただき、私当時議長でございましたけれども、審議会の条例も通り、審議会の報告を受け、そして設計費について議決をいただいたという、私は議会での議決の重みを感じているところでもあります。

以上です。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） ただ、庁舎は先にありき、もう移転するという前提での意見を聞くというわけですから、そういう意味では幾ら庁舎建設を見直してほしい、立ちどまってほしい、そういう意見はもう無視するというふうな答弁であったと私は理解したいと思いますし、そうとしか考えられない。幾ら反対意見があっても、もはや庁舎移転先にありきということでもあります、今の答弁であれば、そうとしか聞きようがありません。

市長は、それこそ7月の臨時会においては、きのうの東谷良久議員も聞いておりましたが、まちづくりの主役は市民であるということを第1に掲げておるのです。その主役が8割方やっぱり見直してほしい、立ちどまってほしいというふうな意見があっても前に進めるということですよ。そうやると、全然主役は市民でないのではないですか、これでは、どう思いますか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民の代表である議会の中で、私もそのとき議員でありましたし、その中で粛々と議決をされ、この段階に至ったわけでございます。そして、私は政策として選挙戦でこの部分、中間貯蔵施設の部分と、これは通告外の私の答弁になりますけれども、中間貯蔵施設の部分と、そして庁舎移転については、杉山市政を継続し、完成させるというふうな形で立候補し多くの皆様

方から信任を受けているという重みを私は十分感じているところであります。今後もその形で、「まちづくりの主役は市民」であるというのは、ここまで決まった部分はしっかりと受け継いで完成をさせていくという姿勢の中で、やはりこの部分で説明不足だったわけですから、その説明不足を補い、そして皆さんがどういうふうな考えでこの庁舎について思いを持ち、どういうふうな庁舎を望んでいるのかということをお聞きしていくのも私の役割だと、こういうふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 私が住民投票についてお聞きしたときには、推移を見守るというふうな答弁でありました。ところが最初に冒頭にお聞きしましたが、直接民主主義が原則だから、住民投票は否とするというふうな立場を今も継続しているということで、この庁舎問題については、ただ住民の意見を聞くだけで、8割方が立ちどまってほしい、見直してほしい、そういうふうな結果であったとしても、市長は最終的にきちっとこの住民投票という形で庁舎問題について住民の意思を確認する考えはないものでしょうか。ここをちょっと確認させていただきます。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 住民投票の件で推移を見守るということで壇上で答弁をいたしましたのは、これはあくまでも住民の権利の発動を今始めようとする、その部分の段階で私は推移を見守るというふうなことでございます。その市民の皆様方の権利、これを私は何も阻害をするものではありません。その権利の執行については、粛々と私はその事務を見守っていくと、その方向を見守っていく。推移を見守るということはそういうことでありまして、基本的な私の住民投票に関する考え

方は、先ほど述べたとおりでございます。

それから、8割という根拠になれば、住民投票をやれというふうなことになると思いますけれども、その8割という根拠は私は承知しておりません。その住民説明会の中でも、やはり何割とは言いませんけれども、反対の声もありました。さかのぼって反対という声もありました。また、先ほど壇上で申し上げましたように、さまざまな部分で反対の声もありましたけれども、決してそれだけではないし、もっといいものをつくってほしいという声もあったのも事実でございます。

以上です。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 中間貯蔵施設の住民投票のとき前の市長は、何か同僚議員が聞いたとき、住民投票の結果が怖い、予測できない結果が生じるかもわからない、したがってそういうことになれば困るから住民投票をやっぱりやりたくない、こういう答弁をしたのがこの会議録に書いております。市長ももしかしたらこういう立場ではないですか。今住民投票というのは、長が発議したり、議会が発議したり、住民がそういう意味で直接請求、この3つの方法で住民投票というのは発議することができます。そういう意味では、市長も発議する権限があるのです。そういう権限を行使するつもりはないですか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 住民投票条例の発議については、横垣議員お見込みのとおりでございます。私が先ほど述べました私の教科書には、そういうふうなことということでご理解いただけたと思います。

杉山前市長の発言の内容については、それは故杉山前市長のお考えだと、こういうふうを考えております。私がただいまとやかく言うことでもないし、感想を述べる立場ではございません。当時

の杉山市長の思いだったと思います。

以上です。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 市長は、あいさつの中でまちづくりの主役は市民だと言いましたけれども、その市民のほとんどが反対したとしても、それはもうただ意見を聞くだけで事業を進めるという立場であることを私は知りました。

また、市長はこの主役という意味をどういう意味で使っているのか。今、日本の憲法というのは、主権が国民にあって、国民こそ主人公というふうな立場になっておりますが、この憲法の言っている意味の国民こそ主人公、主役、市民こそ主役、そういうのとダブった形での意味でとらえてよろしいか、そういう形で市長は使っているものでしょうか。ちょっとそこを確認させていただきます。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今憲法論のお話をする場所ではございません。ただ私は、主役ということは、有権者の皆様方によって信任をいただいて、今この立場にいるということでご理解できると思います。

以上です。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） ぜひとも憲法にのっとった市政を市長にはやってもらいたいのでありますが、その主役は市民、これは本当に憲法も国民こそ主人公、主権が国民にあるということを明記しております。そういう立場でぜひこの主役というのを使ってもらいたいなというふうに思います。

また、選挙のときに信任されたという1万7,000票以上、1万8,000票近くをとったということで、それをもって市長のその庁舎移転はもう住民合意を、市民合意を得たというふうな答弁もありましたが、私はそれはやっぱり間違いではないかなというふうに思います。なぜならば、それは

庁舎だけの有権者の判断ではない、それこそ宮下という人そのものの総合的な判断で市民が信任を寄せたということの意味で私はとらえています。ですから、改めて私はこの庁舎移転の問題については、やっぱり市民こそ主役というのであれば、きちっと住民投票、これはもう国民こそ主人公を掲げている憲法の基本になっておりますから、そういう立場で取り組んでもらうことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（川端澄男） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午後2時40分まで暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（川端澄男） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。23番齊藤孝昭議員。

（23番 齊藤孝昭議員登壇）

○23番（齊藤孝昭） むつ市議会第193回定例会に当たり一般質問を行います。

本市の財政は、さまざまな施策を実行しているにもかかわらず非常に厳しい状況は全く変わっていません。それは、行財政改革により生まれた財源が新たな施策や事業へ充てなければならない、いわゆる自転車操業となっているからだとは私と考えています。この状況から抜け出すためには、歳入の確保、歳出の抑制しかありません。批判を受けることを恐れては何もできません。今後さまざまな場面での苦渋の決断も必要となるでしょう。むつ市発展のため、市長の強いリーダーシップに

期待し、住民が幸せな生活ができるよう心から願うものであります。

さて、今回の質問は、1点目、財政再建に向けた取り組みについて、2点目は、防災及び災害対策について、3点目は、一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進についての3項目についてであります。

まず、財政再建に向けた取り組みについて、財政再建計画及び赤字解消計画をわかりやすく作り直すべきではないかということであります。この先少しずつ赤字が解消され、財政も健全化に進むということは計画の数字ベースではわかりません。しかし、財政は生き物であります。さまざまな要因が重なり、計画どおり進まないのは当たり前、絵にかいたもちと言った方もいらっしゃいました。そこで、計画どおり進まない要因は何なのか、計画以上に進んだ要因は何か、削減する事業と金額は幾らなのか、計画以外に実施した事業と金額は幾らなのか、表やグラフなどを活用し、市民にもわかりやすい内容とすること、そして地方債や債務負担といった将来の住民負担となる金額など、財源の変化と将来の見通しについてもあわせて公表すべきです。

財政再建は、住民と行政が一体となって取り組むべき課題であり、住民からの理解と協力、そして実行するための赤字解消計画をわかりやすく作り直すことが重要です。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、補助金の考え方についてであります。財政再建のための施策の1つに補助金の削減があります。俗に補助金といっても国からの事業の補助として交付されるものと、市が住民または団体へ補助するものがあります。今回は、市が住民に対し補助するものについて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

この補助金は、市民が主体となって取り組む公

益活動を行政が支援するという一面を持つと同時に、市民と行政との協働を進めるための一形態であるということから、世間一般に認められているものであります。ところが、近年財政状況悪化を理由に行政側からの一方的な削減や切り捨てが行われています。このことは、市民活動の停滞をもたらすものと同時に町全体の活気を失う要因になるのではないかと心配しています。新規交付するにしても、継続するにしても、削減するにしても、いずれにしろ一定の基準や約束を明確にし、公表することが必要と考えます。補助金を交付する場合の本市の考え方についてお伺いいたします。

次に、税源移譲で歳入構成が大きく変わったことによる財政への影響についてであります。三位一体の改革の目玉の1つに今年度実施された所得税の減額と住民税の増額があります。この2つの割合が変わっただけだと国は答えますが、本当にそうなの、高く払えない、払いたくても払えないというのが市民の声です。今後徴収率の推移や来年度以降の滞納繰越分の徴収状況によっては、財政への影響も考えられますが、税源が移譲されたことによって市の財政へ与える影響と対応についてお伺いいたします。

次に、防災及び災害対策についてであります。私は、3年前のむつ市議会第182回定例会で今回と同じ内容で一般質問をいたしました。それは、新潟県中部で起きた地震災害での教訓を本市でも生かすべきとの考えでありました。あわせて本市も過去に地震により被災した地域であります。災害は忘れたころにやってくる、備えあれば憂いなし、のど元過ぎれば熱さ忘れる、すべて教訓から生まれた言葉です。他人事とは考えず、防災または災害対策について真剣に考えるべきです。

そこで、防災計画はその都度見直すべきではないかということでもあります。むつ市地域災害防災計画は、住民の安心安全を確保するための方針を

示すものであります。平成12年度に修正されて以降、見直しがされていません。この間全国各地で地震、台風などの影響による災害が多数発生し、災害に対する備えや復旧、そして地域の連携や訓練など、考え方や状況は急激に変化しています。あわせてむつ市は市町村合併し、地域事情が大きく変わりました。3年前の答弁では、機会をとらえて見直しを図りたいとのことでしたが、早急に見直すべきであります。市長のご所見をお伺いいたします。

次は、避難場所となる施設の耐震診断と改修についてであります。防災計画では、防災の拠点となる市役所、病院、避難所となる学校、体育館、公民館などの耐震診断、耐震改修を実施するとあります。阪神・淡路大震災以降避難所となる学校を中心とした公の施設の耐震診断をし、不良の場合は対策を講ずるよう国・県から指導を受けているはずですが、本市は、財政的な理由から、耐震診断も耐震改修もしないとの答弁を3年前に受けましたが、果たしてそれでいいのでしょうか。当時言われた財政的な理由はわかりますが、計画的に実施するよう要望したはずですが、3年たって現状はどのようになっているのでしょうか、避難場所となる施設の耐震診断と改修の考え方についてお伺いします。

次は、万が一災害が発生した場合に対応しなければならない備えについてであります。あるかないかわからない事柄に準備しておくことは大変手間がかかることと思いますが、最低限水、食料、毛布などを一定量備蓄し、万が一に備えている地方自治体がふえています。本市の場合は、海上自衛隊が近くにあり、緊急時の対応が連携されているということはありがたいことではありますが、最低でも分庁舎ごとに備えておく必要があると考えますが、災害時の備えについてお伺いいたします。

質問の3番目は、一般廃棄物の減量化とリサイ

クルの推進についてであります。これまで我が国日本は、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会構造のもとで便利な生活を営んでまいりました。その反面、温暖化やごみ焼却時に発生するダイオキシンなど深刻な問題も生じています。ごみの発生を抑制し、資源を有効に再利用することで環境への影響が少ない循環型社会へ転換することが必要ではないかと考えを深くするものであります。初めは、一般廃棄物を減量化するための本市の取り組みについてお伺いいたします。

次に、ごみが市民の努力によって減った場合の処理委託料との関係についてであります。ごみの処分委託は、下北地域広域行政事務組合の管轄で、アックス・グリーン・サービスへ委託しています。今年度からごみの量がふえたなどという理由から、処分委託料が年約3億円増額されました。負担割合があるにしても、むつ市にとっては厳しい財政負担であります。ごみの量が減った場合、処分委託料は減額できるのでしょうか。このままごみがふえれば、黒石市のようにごみ袋を値上げし、市民負担増となる可能性を予測します。一般廃棄物の減量と処理委託料の関係についてお伺いいたします。

最後は、資源リサイクルについてであります。一般廃棄物の減量化と資源リサイクルの推進は切っても切れない関係にあります。リサイクルを積極的に進めると、当然焼却処分するごみが減ります。そこで、このごみ問題に関心を持ち、資源リサイクルを積極的に行うための啓蒙活動をもっと行うべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目は、財政再建計画及び赤字解消計画をわかりやすくつくり直すべきということについてであります。議員ご承知のとおり、当市は赤字解消計画を策定し、赤字解消が着実に達成できるよう施策を進めているところであります。従来から当市初め各自治体が作成する各種財政計画等について、わかりづらい、見づらいなどのご指摘がありますことは、齊藤議員が申されますとおりでありまして、いかに練り上げた計画でも市民に理解していただければ、市民のご協力は得ることができず、財政再建は困難なものになると考えております。したがって、今後は市民の視点に立って、要点を精査しながら、ビジュアルにグラフ等々を使って内容を具体的にわかりやすくしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、できるだけ早い機会に見直しを行い、公表したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目は、補助金の考え方についてであります。市の補助金については、むつ市補助金等に関する規則により交付しているところであります。この規則は、補助金の交付手続等を定めているものであり、補助の基準については、それぞれの担当部署において要綱として定めておりますが、従来の制度、慣行等によって交付されている現状が見受けられることから、毎年新年度の予算編成方針時、補助金の整理合理化等についてとして関係部署に通知し、補助金の適正化の観点から、1、補助金等の廃止、2、補助金の減額、3、整理統合、4、補助対象の重点化、5、終期の設定、6、補助率の見直し、7、運営補助から事業費補助への切りかえと7つの項目を設け、整理合理化を図っているところであります。

市全体の財政状況が非常に逼迫している中で、補助目的が一応達成したものや、補助を継続しても効果が乏しいもの、社会情勢の変化にそぐわな

いものなどは補助そのものを廃止、さらには継続する場合であっても、事業内容の見直しや効率化を図ることで補助金の減額をお願いしているところであります。

将来的には、各団体運営は自主、自立的な運営が行われるようになってほしいとの観点から、団体への運営補助から実施している事業に対する事業補助へと徐々に移行してまいりたいと考えておりますし、現状ではすべての団体を対象とした一定の基準づくりは困難であるとも考えております。しかしながら、今後とも補助金の適正な執行に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、税源移譲で歳入構成が大きく変わったことによる財政への影響と対応についてのご質問にお答えいたします。議員もご承知のように、平成19年1月から実施された国から地方への税源移譲により、個人住民税所得割の税率がこれまでの5%、10%、13%の3段階から一律10%に統一されました。10%の内訳は、県民税分が4%で、市民税分が6%になっております。この税源移譲により市民税調定増額分は移譲前よりおよそ27%多い4億1,000万円となっております。ご質問の趣旨であります市民税の増額によって納税しなくなる人が多くなり、税収が減って市の財政に影響を及ぼすことになるのではないかとのご指摘につきましては、市といたしましても、議員同様に懸念しているところでございます。したがって、税源移譲について少しでも理解を深めてもらうために、昨年度の早い時期から市政だより等による広報に努めてまいりました。そして、平成19年度の納税通知書発送後は、説明責任を果たすために納税者からの問い合わせの際に説明資料を作成し、納税額算出の根拠を詳細に説明するなどして理解していただけるよう努力を重ねているところでございます。

また、市民税の納税が困難な方へは、納期の延長、減免等、地方税法にのっとり適宜の対策を講じて、できる限り急激な負担にならないように配慮いたしております。納付前のこれらの対策のもとで日々変動する税収を注視し、また詳細な分析をもって納税状況の推移を把握しておりますが、8月末現在の収納状況を見る限りにおいては、今のところ昨年度と比べて大幅な変化は見えておりません。しかし、収納状況につきましては、来年5月の出納閉鎖まで変動することが常でありますので、今後とも景気動向を見きわめながら、適正、公平な徴収対策のもと、予算確保に向けて努力してまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、防災及び災害対策についてお答えいたします。まず、第1点目の地域防災計画は、その都度見直すべきではないかのご質問であります。斉藤孝昭議員は、平成16年12月のむつ市議会第182回定例会において同様のご質問をされておりますが、私から改めて答弁させていただきます。

平成17年3月に合併し、行政区域が県内一となりました新むつ市としての地域防災計画は、同年4月から見直しに着手いたしました。平成18年度には県の総合防災訓練の実施、新市における今後の防災対策及び災害対策等の必要性にかんがみて、新たに防災調整課を設置したところであります。

市地域防災計画は、昨年度から本格的に見直しに入っているところでありますが、国の防災基本計画及び県の地域防災計画との整合性を図ることが前提条件であり、内容の修正も全体の約7割に近い状況にあります。その中に掲載することとしている旧町村の最新データの収集、緊急避難場所の見直し等に多くの時間を費やしているところでありますが、本年度中には自然災害編、それには風水害編、地震編の改訂版を公表できるものと思

っております。

また、今まで緊急避難場所としての表示看板が設置されていなかった川内地区32カ所、脇野沢地区21カ所の場所の確認、確定が終了しましたので、間もなく工事に着工し、12月中には完了させることとしておりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目の避難場所となる施設の耐震診断と改修についてのご質問にお答えいたします。合併後における当市の地域防災計画に指定することとしている避難場所の施設数は115カ所となっております。これを地区別に申し上げますと、むつ地区は39カ所、川内地区は32カ所、大畑地区は31カ所、脇野沢地区は13カ所となっております。昭和56年に耐震規定の大幅な改正による建築基準法が改正されましたが、これを区切りとして、当市の115カ所の避難場所施設数を区別いたしますと、昭和56年以前に建築された施設は78施設、昭和57年以降に建築された施設は37施設となっております。約7割弱が耐震基準の指針に照らして耐震性に不安がある施設となっております。しかしながら、各地区に適切な避難場所となる施設がないのもまた事実でございます。

ご指摘の避難施設の耐震診断につきましては、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、地震防災対策上重要な施設となる学校の耐震化に関する規制が強化されたことに伴い、教育委員会においては平成18年度に大湊中学校校舎及び屋内運動場の耐震診断を実施しております。また、同年度に大湊中学校を除く小学校及び中学校につきましては、小・中学校耐震化優先度調査業務委託により耐震診断が必要な学校の順位を調査しております。学校を除くその他の避難施設につきましては、まだ手つかずの状況にありまして、財政状況を見きわめながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第3点目、災害発生時への備えについてのご質問にお答えいたします。現在市では、緊急時において浄水管理センター及び荒川水源地に設置しております2カ所の配水池と第二田名部小学校グラウンドに設置の緊急貯水槽1カ所の合計約4,900立方メートルの浄水の備蓄を可能とする施設を有しておりますが、非常食、毛布、生活用品等を備蓄する倉庫といったたぐいの施設の整備など、設置には至っておりません。防災備蓄倉庫の必要性は認識しておりますが、整備する場合、施設の建設、備蓄品の定期的な更新、廃棄、処分等、多大な経費が必要となりますことから、現在の財政状況では防災備蓄倉庫の設置は困難な状況にありますことをご理解賜りたいと存じます。

近年は、多くの国民や全国の関係機関、関係団体等から積極的な心温まる支援や援助の手が広がりを見せている状況にあります。とはいえ、当然のことながら、災害発生時においては、むつ市地域防災計画に基づき市民の安心安全を確保するため、市の責務において避難所の設置、炊き出し等による被災者の方々への食料供給等を実施することとなりますが、日ごろから自分の身は自分で守るという意識のもと、有事に備え、市民一人一人が各家庭や職場で有事の際必要とされている3日分の食料を含めた非常食、生活必需品等の備蓄を心がけることも必要であろうかと存じますので、そのような啓発もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進についてお答え申し上げます。まず1点目の一般廃棄物を減量化するための取り組みについてであります。ごみは、分ければ資源、まぜればごみと言われますが、ごみの減量化のためには、住民意識の向上と人的努力による地道な取り組みが必要であると思います。また、その積み重ねが循環型社会形成の一翼を担うものと考えております。当

市では、ごみの有料化制度と資源ごみの分別を16種類にするなどの方法をとっており、市民皆様方はもとより、各町内会のご協力をいただきまして、ごみの減量化は着実に成果を上げてきております。ちなみに、アックス・グリーンでの当市のごみ処理量は、平成16年度で2万8,608トン、平成17年度では2万8,542トン、平成18年度は2万7,826トンと着実に減少してきておりまして、分別収集についての意識が定着しつつあるあらわれであると思います。

また、むつ地区におきましては、資源回収活動の推進を図るため、資源ごみ回収奨励金制度を設けまして、町内会ごとに資源ごみの集団回収を実施しており、町内会よりご推薦いただきました153名の方々にむつ市廃棄物減量等推進員を委嘱し、世話役としてご活躍いただいております。なお、この制度を初め各地区において取り扱いの異なるごみの搬出方法等については、全市的視野に立った検討を加えているところあります。今後ともごみ収集カレンダーを毎戸配布したり、広報紙等を活用して減量化推進の取り組みを実施してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の一般廃棄物の減量と処理委託料の関係についてのご質問にお答えいたします。ご承知のとおりむつ市から搬出された一般廃棄物は、下北地域広域行政事務組合の一般廃棄物処理施設でありますアックス・グリーンに搬入され、処分業務を委託された民間業者によって処分されております。そして、構成市町村は下北地域広域行政事務組合が民間業者と取り決めた処分委託料を負担金として下北地域広域行政事務組合に支払うこととなります。処分委託料は、固定費と変動費を組み合わせた2部料金制をとっており、固定費は人件費、修繕費、分析費、電気料金、燃料費等、ごみ量の変化にかかわらず毎年度恒常的に見

込まれる費用を計上し、変動費は固定費以外の電気料金や燃料費、副生成物処理費、資源化物処理費等ごみ量の変動によって必要量等が異なる費用を計上しております。

処分委託料に係る負担金の分布の方法は、固定費については均等割10%、人口割10%、一般廃棄物等搬入割80%、変動費については一般廃棄物等搬入割となっております。一般廃棄物の搬入量は、固定費の一般廃棄物等搬入割と変動費に連動することから、処分委託料はさまざまな要素から構成されていますので、むつ市の一般廃棄物の量だけが変動し、他の要因が変わらないと仮定すれば、一般廃棄物の量が減ることにより負担金は減額となりますので、ご理解願います。

3点目は、資源リサイクルを積極的に行うための啓発活動をもっと行うべきではないかのご質問についてであります。資源リサイクルにつきましては、市政だよりによるPRや、各地区の町内会長さんを初めむつ地区での廃棄物減量等推進員のご協力を得ながら、瓶のキャップや栓を取り外し、洗浄して出していただく等のルールを含めた啓発活動に努めておるところであります。このような取り組みの結果として、平成17年度、一般廃棄物市町村別リサイクル率ランキングで、県内で第2位の評価をいただいているところでありまして、これを励みに、さらに積極的に啓発活動に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川端澄男） 23番。

○23番（齊藤孝昭） 再質問しようと思っていろいろ考えていましたけれども、ヒアリングを余りにも詳しくやり過ぎたようで、まともな答えばかりだったので、なかなか再質問する項目が見つかりませんでした。私が今回定例会の一番最後の質問者ということで、先輩の議員さん方の一部では、もう最後、これで終わりというふうな方がいらっ

しゃいしましたが、私はまた勝ち上がってきて、いろいろな施策を話ししたいと思っていますので、よろしくお話ししたいと思います。

これで終わります。

○議長（川端澄男） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（川端澄男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月13日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、明9月13日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月14日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議、議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時09分 散会

